グリーン調達基準書

（部品・材料編）

GreeN

Canon

第５.１版

２００８年１０月

Ver.5.1

グリーン調達基準書

（部品･材料編）

目　次

１．　目　　的 …… ２
２．　適　用　範　囲 …… ２
３．　用　語　の　説　明 …… ２
４．　グリーン調達基準の考え方 …… ４
５．　お取り引き開始までの進め方 …… ５
６．　要　求　事　項　と　解　説 …… ６
７．　キ　ヤ　ノ　ン　の　評　価 ……１３
８．　情　報　の　取　り　扱　い ……１９
９．　適　用　開　始　日 ……１９

添付資料１　製造環境影響物質リスト …… ２１
添付資料２　製品環境影響物質リスト …… ３０
２Ａ　使用禁止物質 …… ３０
２Ｂ　使用制限物質 …… ３９
２Ｃ　含有管理物質 …… ４０
２Ｄ　事務機製品の樹脂外装材・筐体における環境ラベル対象物質 … ４２
３Ａ　包装材に関する使用禁止物質 ‥ ４３
３Ｂ　包装材に関する使用制限物質 ‥ ４４
３Ｃ　包装材に関する含有管理物質 ‥ ４４
フォーマット１　自己評価票 …… ４６
フォーマット２　現状調査票 …… ５０

グリーン調達基準書
（部品・材料編）

１．目的

キヤノングループ（以下「キヤノン」という）は、「共生」の理念のもと、地球環境保全活動を進めており、その一環として必要な資源の調達・購入に際しては、より環境負荷の少ない材料・部品・製品を優先的に調達・購入するグリーン調達に取り組んでいます。キヤノンは、お取引先様と共に「資源生産性の最大化」を積極的に推進し、地球環境保全を図ってまいります。そのための要求事項を本基準書にまとめました。

２．適用範囲

キヤノン製品を構成する次の物品に適用します。

（１）部品、ユニット

（２）材料

（３）取扱説明書等の製品の付属品

（４）接着剤、潤滑剤、層別用ペイント等、製品の中に含まれる補材

（５）包装材料、梱包材料、ビニタイ

（キヤノンに納入する部品・材料の包み込み、保護、および配送に用いる包装・梱包材料にも適用します。ただし、キヤノン内および最終消費者で廃棄されず、かつ製品輸送時に管理され、回収・再利用される通い箱等は対象外です。）

（６）ＯＥＭ受託製品

なお、キヤノン内で使用・消費する物品（什器備品・事務用品等）については、『グリーン調達基準書（購買品編）』を参照してください。

http://web.canon.jp/procurement/green.html

３．用語の説明

①事業活動の環境負荷

エネルギーの使用、化学物質の使用、水の使用、廃棄物の排出等、事業上で環境に与える影響を指します。

②環境関連法規制

大気、水質、土壌等に係る環境上の条件について定められた法規制、地域の条例、協定等を指します。

③製造環境影響物質

キヤノンに納入する物品の開発・生産・販売の過程で使用している化学物質で、「製造環

境影響物質リスト」（添付資料１）に取り上げた化学物質のことを指し、次の３つに分類しています。

（１）使用禁止物質：使用を禁止する化学物質

（２）削減対象物質：使用の削減を要する化学物質

（３）管理対象物質：使用有無、使用量の把握を必要とする化学物質

④土壌・地下水汚染防止対策

土壌・地下水汚染を未然に防止する対策のことで、化学物質の保管・使用場所の受皿、ライニング、防液堤、ウエス、マットの設置等を指します。

⑤製品環境影響物質

キヤノンに納入する物品に含有される化学物質で、「製品環境影響物質リスト」（添付資料２）に取り上げた化学物質のことを指し、次の７つに分類しています。

（１）使用禁止物質：物品への含有を禁止する化学物質

（２）使用制限物質：物品への含有を認める期限を設定し、その期限以降の含有を禁止する化学物質

（３）含有管理物質：物品への含有有無、含有量、使用部位、用途等の把握を必要とする化学物質

（４）事務機製品の樹脂外装材・筐体における環境ラベル対象物質：環境ラベル取得のために含有情報等の調査を必要とする化学物質

（５）包装材に関する使用禁止物質：包装材への含有を禁止する化学物質

（６）包装材に関する使用制限物質：包装材への含有を認める期限を設定し、その期限以降の含有を禁止する化学物質

（７）包装材に関する含有管理物質：包装材への含有有無、含有量、使用部位、用途等の把握を必要とする化学物質

なお、「製品環境影響物質リスト」は、グリーン調達調査共通化協議会（以下「ＪＧＰＳＳＩ」という）の定める化学物質リストに準じており、キヤノンで重み付けを行い分類しています。

４．グリーン調達基準の考え方

環境保全活動を進めるには、次の４つの枠組みが有効に機能していることが必要と考えています。

Ａ：事業活動の環境管理システム

事業活動によって生じる環境負荷を低減するための仕組みを構築し、運用していること。

Ｂ：事業活動のパフォーマンス

環境管理システムを構築・運用した結果、法規制の遵守、使用禁止物質の不使用、削減対象物質の使用削減、および土壌・地下水汚染防止対策を実施していること。

Ｃ：物品の環境管理システム

キヤノンに納入する物品に含有される化学物質を把握・管理するための仕組みを構築し、運用していること。

Ｄ：物品のパフォーマンス

キヤノンに納入する物品に“使用禁止物質”が含有されないこと、および“使用制限物質”が期限以降に含有されないこと。

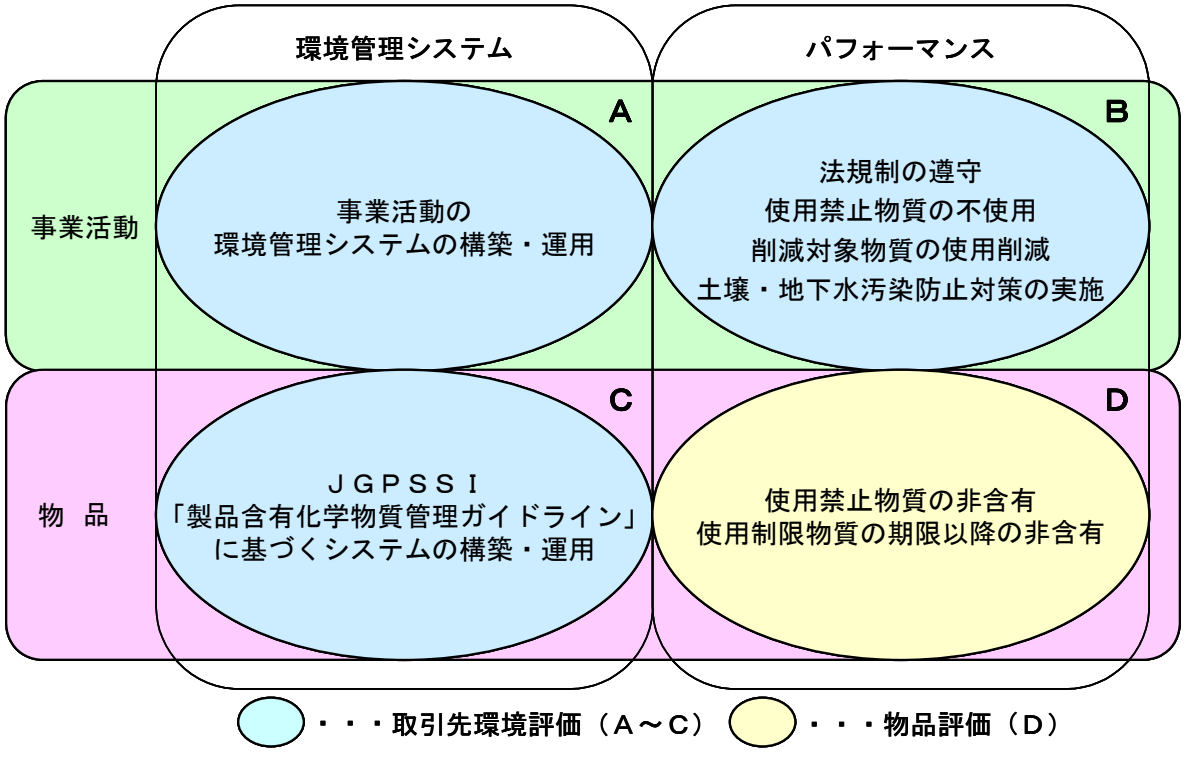

図１：４つの枠組み

５．お取り引き開始までの進め方

お取引先様は、本基準書の「要求事項」（６～９ページを参照）に基づき、事業活動・物品に関する環境管理システムを構築・運用し、パフォーマンスを達成してください。

①お取引様に対する評価（図１のＡ～Ｃ）

（１）キヤノンは、「取引先環境評価」（１３ページを参照）に基づき、お取引先様に自己評価結果の提出を依頼します。

（２）お取引先様は、「要求事項」に対する活動状況を自己評価し、結果をキヤノンに提出してください。

（３）キヤノンは、提出していただいた自己評価結果を基に評価・判定し、「要求事項」を満たしているお取引先様とお取り引きします。

②物品に対する評価（図１のＤ）

（１）お取引先様は、キヤノンに納入する物品の製品環境影響物質情報を調査してください。

（２）キヤノンは、「物品評価」（１７ページを参照）に基づき、キヤノンに納入する物品に関する製品環境影響物質情報の提出をお取引先様に依頼します。

（３）お取引先様は、調査結果を提出してください。

（４）キヤノンは、提出していただいた調査結果を基に判定し、「要求事項」を満たしている物品のみ購入します。

グリーン調達に関する各種資料、調査票等（日本語・英語・中国語）は、次のＵＲＬからダウンロードできます。

日本語サイト　http://web.canon.jp/procurement/green.html

英　語サイト　http://www.canon.com/procurement/green.html

６．要求事項と解説

①事業活動に関する要求事項

Ａ　事業活動の環境管理システムに関する要求事項

Ⅰ 環境管理システムの構築

次を行うための責任と手順を定め文書化していること。

1．方針
- 環境管理活動に関する方針の作成
- 従業員への周知

2．計画策定

2－1．環境側面（現状調査）
- 事業活動の環境負荷の調査
- 環境関連法規制の調査
- 製造環境影響物質の調査
- 土壌・地下水汚染防止対策の調査

2－2．目標と計画の策定
- 環境側面の調査結果を基にした、環境負荷低減を行うための目標と計画の策定

3．運用管理
- 環境管理システムの管理者の設置
- 目標を達成するために必要と思われる手順の作成
- 目標を達成するために必要と思われる手順の従業員への周知

4．パフォーマンスの評価および改善
- 計画の進捗状況、目標の達成状況、本条件の充足状況の評価および経営者への報告

5．マネジメントレビュー
- 経営者を含めた実施状況の確認と問題点の解決および上記 1、2－2 への反映

Ⅱ 環境管理システムの運用

前出の要求事項（Ⅰ 環境管理システムの構築）で定めた責任と手順にしたがい、活動を行っていること。

活動の結果は記録し、その記録を残していること。

B　事業活動のパフォーマンスに関する要求事項

1. 法規制の遵守
　環境関連法規制を遵守していること。

2. 製造環境影響物質の管理
　2－1. キヤノンに納入する物品の開発・生産・販売の過程において「製造環境影響物質リスト」（添付資料１）で定める、“使用禁止物質”を使用していないこと。（注）
　2－2. キヤノンに納入する物品の開発・生産・販売の過程において「製造環境影響物質リスト」（添付資料１）で定める、“削減対象物質”の使用を削減していること。

3. 土壌・地下水汚染防止対策
　化学物質の土壌・地下水汚染に関する防止対策を講じていること。

（注）ただし、「製造環境影響物質リスト」（添付資料１）の「１Ａ－２　土壌汚染防止のための使用禁止物質（キヤノン基準）」については、各国、地域の規制で使用が禁止されていない場合、かつ技術的な理由で代替が困難な場合は個別に対応します。

②物品に関する要求事項

C　物品の環境管理システムに関する要求事項（製品含有化学物質管理）

ＪＧＰＳＳＩが発行した「製品含有化学物質管理ガイドライン」（以下「製品含有化学物質管理ガイドライン」という）の実施項目一覧表に沿った取り組みを実施するための責任と手順を定め文書化し、それにしたがい活動を行っていること。「製品含有化学物質管理ガイドライン」はＪＧＰＳＳＩホームページをご参照ください。
http://www.jgpssi.jp/

「製品含有化学物質管理ガイドライン」では、管理対象物質を定めておりませんが、本要求事項における管理対象物質は、「製品環境影響物質リスト」（添付資料２）の物質を含むことを必須とします。

（参考）
「製品含有化学物質管理ガイドライン」の実施項目一覧表の実施項目および実施内容
（注）実施項目一覧表には実施項目、実施内容の他に、詳細説明、要求レベルが記載されていますので、それらもご参照ください。

1. 方針
・ 製品含有化学物質管理に関する「取り組み」が盛り込まれた方針等を策定して、維持していること。

2. 計画策定

2－1. ニーズと要求事項の特定および管理範囲の明確化

2-1-1. 法的、顧客およびその他の要求事項の明確化

・ 含有化学物質に関係する法規制、顧客およびその他の要求事項を明確にして、関連部門に伝達していること。

2-1-2. 管理範囲の明確化

・ 製品含有化学物質管理の対象となる「製品」、「工程」、「化学物質」を明確にしていること。

2－2. 目標の策定および運営プロセスの計画

・ 製品含有化学物質管理を実現するための目標（活動目標）および計画を策定して維持していること。

2－3. 組織体制、役割、責任の明確化

・ 製品含有化学物質管理を推進する体制（組織、役割、責任）を明確にしていること。

3. 実施および運営

3－1. 運営管理

3-1-1. 設計・開発

・ 遵守すべき要求事項に適合するために製品の設計・開発過程（設計および検証）でなすべきことを明確にし、実施していること。

3-1-2. 含有情報入手・確認

・ 自社製品を構成する原材料・部品の製品含有化学物質情報を入手していること。

・ 入手した製品含有化学物質情報が正しく書かれていることを確認していること。

・ 製品含有化学物質情報を検証し、自社要求事項に適合することを確認していること。

3-1-3. 購買管理

・ 自社製品を構成する原材料・部品のサプライヤーに適切な製品含有化学物質管理を要求していること。

・ サプライヤーが自社基準に適合した製品を供給できるかどうか、サプライヤーを評価し、選定していること。

・ 必要に応じてサプライヤーの管理状況を確認し、改善をうながしていること。

3-1-4. 製造工程

3-1-4-1. 受け入れ確認

・ 含有化学物質管理をする上で「受け入れ確認」でなすべきことを明確にし、実施していること。

3-1-4-2. 工程管理

・ 製造工程で化学反応等による含有化学物質の変化、または含有濃度の変動がある場合は、変化後または変動後の状態を管理していること。

・ 製造工程で管理対象化学物質を使用している場合、それらの誤使用・混入・汚染防止策が図られていること。

・ 生産委託を行っている場合、委託先に対して必要な工程管理を要求していること。また、生産委託先の管理状況を定期的に確認していること。

3-1-5. 変更管理

・ 製品含有化学物質管理についての変更管理ルールが定められ、社内での処理ルールが決められていること。

・ 社外への連絡手順が決められていること。

3-1-6. 出荷時の確認
- 製品含有化学物質管理に関して、確実な運用管理が行われたことを把握、確認できるシステムがあり、実践されていること。
- 出荷の判断における、製品含有化学物質管理に関するチェック項目が明確になっていること。

3-1-7. 不適合時の対応
- 不適合発生時の処理規定があること。

3－2. 人的資源のマネジメント（教育・訓練）
- 製品含有化学物質管理に必要な教育・訓練を特定し、必要な要員に教育・訓練を実施していること。

3－3. 文書化およびその管理
- 自社の製品含有化学物質管理を体系的に示す文書を作成・維持・管理していること。
- 製品含有化学物質管理に関するルール・規定類を文書化し、維持・管理していること。また、記録についても適切に作成・保管をしていること。

3－4. コミュニケーション（情報共有および提供）
- 製品含有化学物質管理に関して必要な情報が、社内で伝達・共有できていること。
- 自社の製品含有化学物質管理に関する情報を、適正に社外に対して伝達する仕組みがあり、外部からの問い合わせに対しては迅速に対応できること。

4. パフォーマンスの評価および改善（実施状況の確認と改善）
- 製品含有化学物質管理について内部監査等による確認を行う仕組みがあり、この中で運用状況を確認し、改善を実施していること。
- 確認した結果を経営責任者等に報告していること。

5. マネジメントレビュー（経営者による見直し）
- 自社内の製品含有化学物質管理に関する実施状況の確認を行っていること。確認の結果、必要に応じて改善を実施すること。

D　物品のパフォーマンスに関する要求事項

1. 製品環境影響物質の管理

1－1. キヤノンに納入する物品の中に、「製品環境影響物質リスト」（添付資料２）で定める、“使用禁止物質”が含有されないこと。

1－2. キヤノンに納入する物品の中に「製品環境影響物質リスト」（添付資料２）で定める、“使用制限物質”が期限以降に含有されないこと。

③要求事項の解説

（１）事業活動の環境管理システムに関する要求事項

（ａ）環境管理システムの「構築」とは、方針の策定、環境側面の特定等を誰が、どのように実施するか、「責任」と「手順」を文書化していることを指します。「運用」とは、決められた責任と手順にしたがい実施し、記録することを指します。また、「責任」とは、責任者または委員会等の組織のことを指します。

（ｂ）お取引先様が、すでにＩＳＯ１４００１、エコアクション２１等のシステムを構築・運用し、本基準書の「要求事項」を満たしている場合、新たにシステムを構築する必要はありません。

（ｃ）環境管理システムの「構築」と「運用」の解説を次に示します。

要求事項	環境管理システムの構築の解説	環境管理システムの運用の解説
1.方針	経営者が環境管理活動に取り組むことを明らかにするための方針（宣言、理念、方針、スローガン等形態は特に定めない。）を作成する責任と手順を定めて文書化して下さい。 方針の内容を周知する責任と手順(掲示や朝会で伝達する等の伝達方法)を定めて文書化して下さい。	左記で決めた責任と手順に基づき、環境管理活動に積極的に取り組む内容が書かれた方針を作成して下さい。 方針を従業員に周知してください。
2.計画策定		
2-1 環境側面（現状調査）		
事業活動の環境負荷	事業活動の環境負荷の特定、および特定した環境負荷について使用量・排出量等を調査、記録するための責任と手順を定め、文書化して下さい。	左記で決めた責任と手順に基づき、事業活動の環境負荷を特定し、特定した事業活動の環境負荷の使用量・排出量等の調査を行い、その記録を残して下さい。
環境関連法規制	事業活動に関する環境関連法規制を特定し、遵守状況を調査・記録するための責任と手順を定め、文書化して下さい。	左記で決めた責任と手順に基づき、環境関連法規制を特定し、特定した環境関連法規制の名称と内容、環境関連法規制の遵守状況について行った調査と結果を記録し、その記録を残して下さい。

要求事項			環境管理システムの構築の解説	環境管理システムの運用の解説
		製造環境影響物質	「製造環境影響物質リスト」（添付資料 1）に定める製造環境影響物質について、キヤノンに納入する物品の開発・生産・販売時に使用しているか否かを調べ、使用している場合には、化学物質名、使用量、使用目的を把握および記録するための責任と手順を定め、文書化して下さい。	左記で決めた責任と手順に基づき、「製造環境影響物質リスト」に定める製造環境影響物質を使用している場合は、化学物質名、使用量、使用目的を把握し、記録を残して下さい。 使用していない場合は、調査した記録を残して下さい。 （使用の有無を確認する具体的例） 物品の開発・生産・販売時に使用している化学物質をリストアップし、リストアップした化学物質の製品安全データシート（MSDS）等の含有情報を入手して化学物質の名称、CAS ナンバーを調べ、「製造環境影響物質リスト」に定める化学物質があるか確認する。
		土壌・地下水汚染防止対策	土壌・地下水汚染防止対策状況を調査する責任者と手順を定め、文書化して下さい。	左記で決めた責任と手順に基づき、土壌・地下水汚染防止対策状況の調査を行い、その記録を「有り・無し」で残して下さい。土壌・地下水汚染が無い場合も無いという記録を残して下さい。
	2-2 目標と計画の策定		上記「環境側面（現状調査）」の結果を考慮し、環境負荷低減を実現する目標と計画を定めるための責任と手順を定め、文書化して下さい。	左記で決めた責任と手順に基づき、環境負荷低減を実現するための目標と計画を定めて下さい。
3.運用管理			以下の①～③を実施するための責任と手順を定め、文書化して下さい。 ① 環境管理システムの管理者の設置 ② 目標を達成するために必要と思われる手順の作成 ③ 目標を達成するために必要と思われる手順の従業員への周知	左記で決めた責任と手順に基づき、以下の①～③を実施し、その記録を残して下さい。 ① 環境管理システムの管理者の設置 ② 目標を達成するために必要と思われる手順の作成 ③ 目標を達成するために必要と思われる手順の従業員への周知
4.パフォーマンスの評価および改善			計画の進捗状況・目標の達成状況・本条件の充足状況の評価・経営者への報告を実施するための責任者と手順を定め、文書化して下さい。	左記で決めた責任と手順に基づき、計画の進捗状況・目標の達成状況・本条件の充足状況の評価・経営者への報告を実施し、その記録を残して下さい。
5.マネジメントレビュー			経営者を含めた実施状況の確認と問題点の解決および上記 1.と 2-2 への反映を実施するための責任者と手順を定め、文書化して下さい。	左記で決めた責任と手順に基づき、経営者を含めた実施状況の確認と問題点の解決および上記 1.と 2-2 への反映を実施し、その記録を残して下さい。

（２）物品の環境管理システムに関する要求事項（製品含有化学物質管理）

（ａ）「物品の環境管理システム」とは、キヤノンに納入する物品に含有される化学物質を把握・管理する仕組みを指します。

（ｂ）製品含有化学物質管理システムにおける実施項目については、「製品含有化学物質管理ガイドライン」の「実施項目一覧表兼チェックシート」を参照してください。

（ｃ）「実施項目一覧表兼チェックシート」の「実施内容」と「要求レベル」は、サプライチェーン全体での共通的な表現になっています。実際の取り組みにあたっては、各社の状況に応じて、具体的な内容に置き換えて対応してください。

（ｄ）製品含有化学物質管理システムを構築する単位は「組織」になります。「組織」とは、会社、事業部、事業所等を指します。組織全体で実施項目に不足がないよう注意してください。

（ｅ）お取引様が、すでにＩＳＯ１４００１、ＩＳＯ９００１等のシステムを構築し、運用している場合、既存のシステムを有効活用することを推奨します。

７．キヤノンの評価

①取引先環境評価

（１）取引先環境評価の手順

図１の「Ａ事業活動の環境管理システム」、「Ｂ事業活動のパフォーマンス」、および「Ｃ物品の環境管理システム」に関する取引先評価の手順は、次のとおりです。（１４ページの「図２取引先環境評価フロー」参照）

（ａ）キヤノンは、お取り引き開始前に自己評価結果の提出を依頼します。お取り引き開始後は、少なくとも２年に１回以上提出を依頼します。

（ｂ）お取引先様は、「要求事項」に対する活動状況を自己評価し、結果を次のフォーマットで提出してください。フォーマット（日本語・英語・中国語）はキヤノンのホームページからダウンロードできます。

日本語サイト　http://web.canon.jp/procurement/green.html

英　語サイト　http://www.canon.com/procurement/green.html

①自己評価票（フォーマット１）

②現状調査票（フォーマット２）

「現状調査票」の内容を含む資料等をすでにお持ちの場合は、その資料を「現状調査票」に添付することも可能です。

③「製品含有化学物質管理ガイドライン」の「実施項目一覧表兼チェックシート」（フォーマット３）

④自己適合宣言書

「製品含有化学物質管理ガイドライン」に基づき自己適合宣言書を発行している場合は提出してください。

⑤確認用資料

①から④の自己評価結果の他に、「事業活動の環境管理システム」と「物品の環境管理システム」の構築・運用状況を確認できる資料の提出を依頼する場合があります。

（ｃ）キヤノンは、提出していただいた自己評価結果を基に、図１の「Ａ事業活動の環境管理システム」、「Ｂ事業活動のパフォーマンス」および「Ｃ物品の環境管理システム」の要求事項を満たしていることを評価し、判定します。

（ｄ）キヤノンが評価した結果をお取引先様に通知します。

（ｅ）キヤノンは、本基準書の要求事項を満たしているお取引先様とお取り引きします。

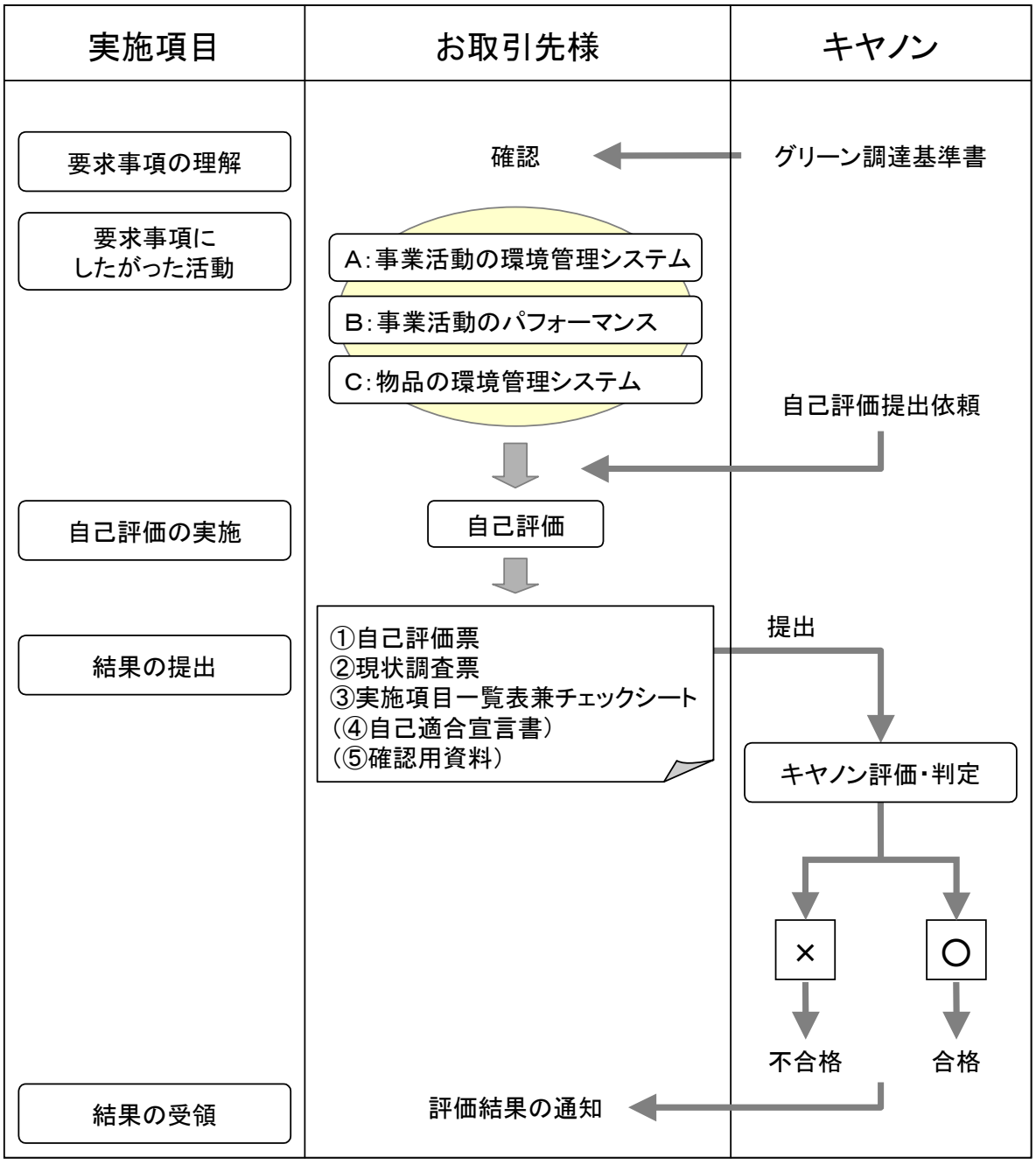

図２：取引先環境評価フロー

（２）「自己評価」の対象

（ａ）お取引先様が製造業者の場合

キヤノンに納入する物品を製造するすべての事業所・工場が対象となり、キヤノンに納入する物品を製造しない事業所・工場は対象外です。

なお、図１の「Ｃ物品の環境管理システム」の評価は、製品含有化学物質管理が事業所・工場だけでは完結しない場合は、事業所・工場以外も評価対象となります。

（例）事業所・工場は製造のみで、本社（親企業）が設計・使用する部材の選定を実施している場合は、本社部門（親企業）も含めて評価の対象です。

ただし、同一の製品含有化学物質管理システムを構築・運用している場合は、グループ単位で評価することもあります。

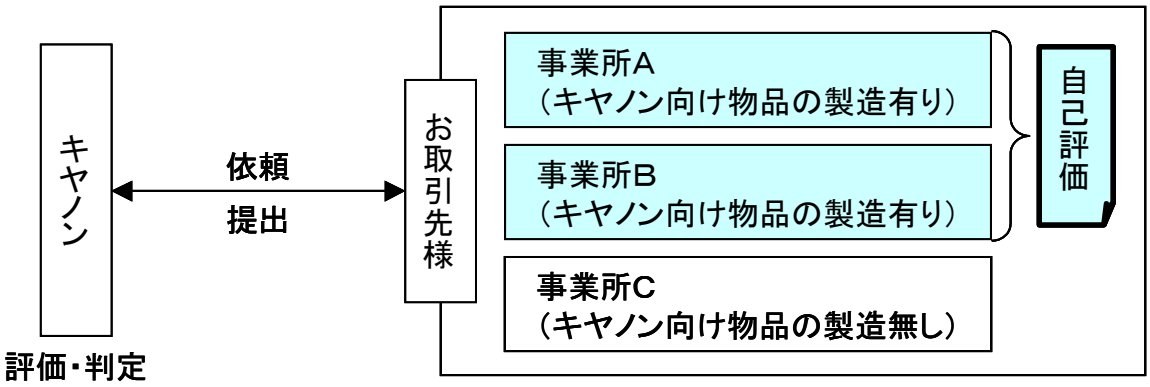

（ｂ）キヤノンが指示した次の（ｉ）（ii）の場合

（ｉ）キヤノンが指示した部品･材料（樹脂材料、薄鋼板、汎用電気部品等）の製造業者が評価対象となります。

（ii）キヤノンが特定の事業者へ加工等を委託するよう指示した委託先が評価対象となります。

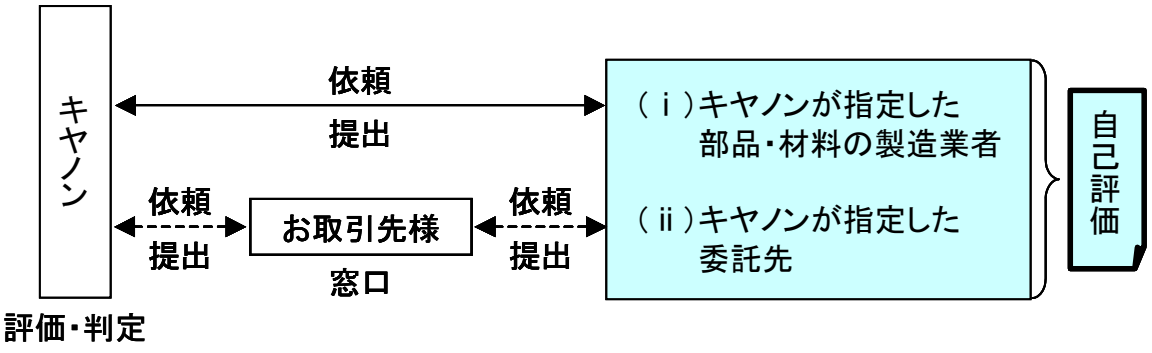

（ｃ）お取引先様が商社の場合

キヤノンに納入する物品の製造業者または委託先の事業所･工場が対象となります。ただし、お取引先様（商社）が、製造業者または委託先の事業所・工場に対し本基準書に基づく購買管理をしている場合は、キヤノンはお取引先様の評価を行い、製造業者または委託先の事業所・工場の評価を省略可能とします。

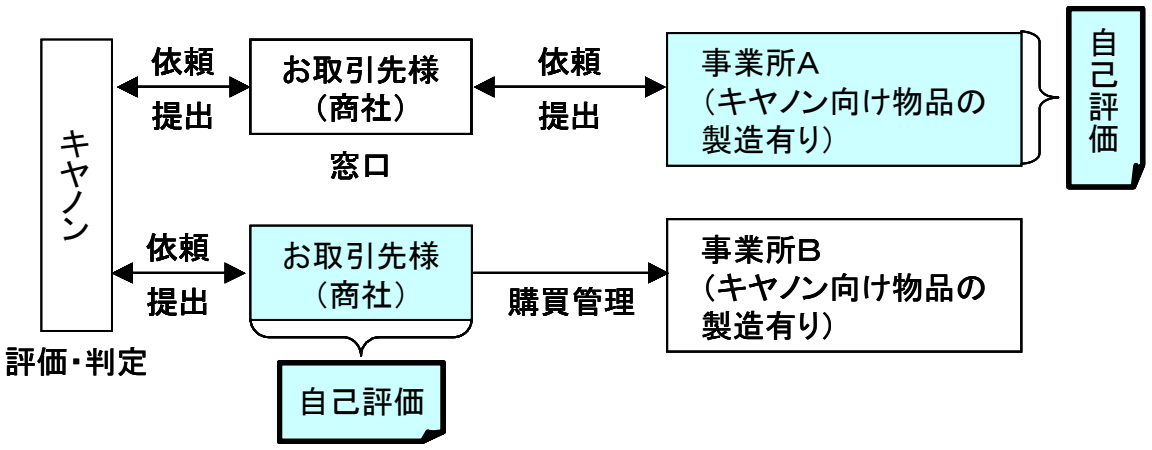

②物品評価

（１）物品評価の手順

図１の「D物品のパフォーマンス」に関する個々の物品に対する評価の手順は、次のとおりです。（１８ページの「図３物品評価フロー」参照）

（ａ）お取引先様は、キヤノンに納入する物品の製品環境影響物質情報をあらかじめ調査してください。

（ｂ）キヤノンからお取引先様に、取引対象物品に関する製品環境影響物質情報の提出を依頼します。

（ｃ）お取引先様は、調査結果を①または②のフォーマットで提出してください。

①「化学物質含有量調査票」

ＪＧＰＳＳＩが定めたフォーマットを使用してください。なお、ＪＧＰＳＳＩが提供している調査ツール（ソフトウェア）の使用を推奨します。操作マニュアルについては、ＪＧＰＳＳＩ（http://www.jgpssi.jp/）を参照してください。

また、詳しい回答方法については、キヤノンが別途発行している『キヤノングリーン調達調査調査票回答マニュアル』（日本語・英語・中国語）を参照してください。

日本語サイト　http://web.canon.jp/procurement/green.html

英　語サイト　http://www.canon.com/procurement/green.html

なお、必要に応じて（ｉ）と（ii）の提出を依頼します。

（ｉ）「キヤノン追加調査票」

- 環境ラベル取得に関わる特定の製品カテゴリーにおいて、特定用途、特定使用部位の材料、部品に対し「２Ｄ事務機製品の樹脂外装材・筐体における環境ラベル対象物質」（添付資料２）（４２ページを参照）の調査を必要とする場合
- 環境法規制、顧客要求等への対応を必要とする場合

（ii）「電池に関するグリーン調達基準書対応確認書」

- 電池または電池を含む部品の調査を必要とする場合

②「包装材・マニュアル類調査票」

包装材、製品の取扱説明書等の調査で使用する場合があります。

（ｄ）キヤノンは、提出していただいた調査結果を基に判定し、要求事項を満たしている物品のみ購入します。

（ｅ）設計変更、工程変更等により物品の製品環境影響物質に変化が生じる場合、物品のパフォーマンスの再評価が必要ですので、その情報を事前に提供してください。

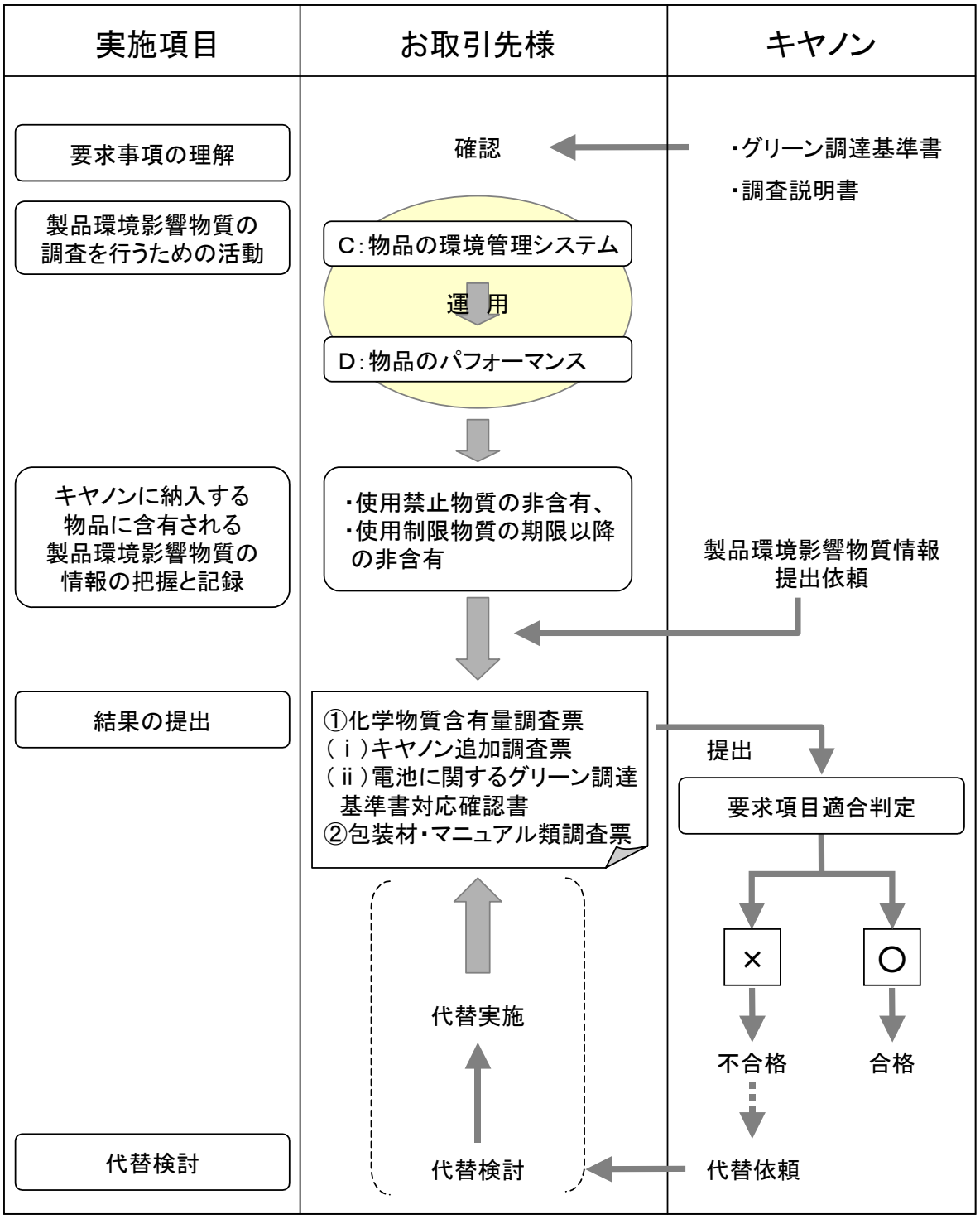
実施項目
お取引先様
キヤノン
要求事項の理解
確認
・グリーン調達基準書
・調査説明書
製品環境影響物質の
調査を行うための活動
C：物品の環境管理システム
運　用
D：物品のパフォーマンス
キヤノンに納入する
物品に含有される
製品環境影響物質の
情報の把握と記録
・使用禁止物質の非含有、
・使用制限物質の期限以降
の非含有
製品環境影響物質情報
提出依頼
結果の提出
①化学物質含有量調査票
（ｉ）キヤノン追加調査票
（ii）電池に関するグリーン調達
基準書対応確認書
②包装材・マニュアル類調査票
提出
要求項目適合判定
×
○
不合格
合格
代替実施
代替検討
代替検討
代替依頼

図３：物品評価フロー

８．情報の取り扱い

お取引先様から「取引先環境評価」の目的でご提供いただいた情報は、キヤノングループ内で共有させていただきます。また、キヤノングループ以外に公表することは一切ありません。

９．適用開始日

本基準書は、２００８年６月１日より適用を開始します。

（第５.１版は要求事項の変更が伴わないため、適用開始日は変更しません。）

お問い合わせ先

キヤノン株式会社　調達本部　グローバル調達統括センター　技術調達推進部

sup-green-procurement@list.canon.co.jp

改正履歴

No.	改正年月	改正内容
Ver.1.0	1997 年 9 月	制定
Ver.2.0	2002 年 4 月	全面改正
Ver.2.1	2002 年 6 月	誤記訂正
Ver.3.0	2003 年 8 月	全面改正
Ver.3.1	2005 年 9 月	・化学物質リスト関連変更 「物品に含まれる環境影響物質」を「製品環境影響物質」に変更、「開発・生産・販売時に使用される環境影響物質」を「製造環境影響物質」に変更、製品環境影響物質リスト変更、製品環境影響物質リストに「事務機製品の樹脂外装材・筐体における環境ラベル対象物質」・「包装材における追加含有管理物質」を追加等 ・運用に伴う変更 「優良グリーンサプライヤー」と「ガイドライン」の削除、別紙 1「自己評価票」と別紙 2「現状調査票」の書式変更等 ・その他 全体的に見やすく構成を修正。要求事項の明確化および解説・ヘッダー部分に履歴・文書構成の修正・補足資料（製品環境影響物質の管理についての具体例）の追加等
Ver.3.2	2006 年 5 月	・添付資料 2「製品環境影響物質リスト」の改正 ・最新の法規制動向に基づき、適用範囲（対象物質の除外項目追加）の変更 ・包装材に関する使用禁止物質の追加
Ver.4.0	2006 年 8 月	・物品の環境管理システムに関する要求事項変更 物品の環境管理システムの要求事項として、グリーン調達調査共通化協議会（JGPSSI）が 2005 年 9 月に策定した「製品含有化学物質管理ガイドライン」を採用 ・「事業活動の環境管理システム」における要求事項の表現を一部変更（要求事項の内容は変更無し） ・包装材に関する使用禁止物質の追加
Ver5.0	2008 年 2 月	・添付資料 1「製造環境影響物質リスト」の改正 法律に基づく使用禁止物質の追加、見直し ・添付資料 2「製品環境影響物質リスト」の改正 2A 使用禁止物質の追加 2B 使用制限物質の追加 使用禁止物質の対象範囲、除外項目の見直し ・誤記、表現訂正
Ver5.1	2008 年 10 月	・添付資料 2「製品環境影響物質リスト」 3A 包装材に関する使用禁止物質に適用除外項目を追記 3B 包装材に関する使用制限物質の適用範囲に適用除外を追記 用語の定義 3.不純物に追記 ・誤記訂正

添付資料１　「製造環境影響物質リスト」

1A　使用禁止物質（キヤノンに納入する物品の開発・生産・販売の過程で使用を禁止する化学物質）

1A-1　オゾン層保護法に定める特定物質及び指定物質			
No.	CAS. No.	物質名	英文名
1	-	ＣＦＣ	CFC
2	-	ハロン	Halon
3	56-23-5	四塩化炭素	Carbon tetrachloride
4	71-55-6	１，１，１－トリクロロエタン	1,1,1-Trichloroethane
5	-	ＨＣＦＣ	HCFC
6	-	ＨＢＦＣ	HBFC
7	74-83-9	臭化メチル	Methyl bromide
1A-2　土壌汚染防止のための使用禁止物質（キヤノン基準）			
No.	CAS. No.	物質名	英文名
8	107-06-2	１，２－ジクロロエタン	1,2-Dichloroethane
9	75-35-4	１，１－ジクロロエチレン	Vynilidene (di)chloride
10	156-59-2	シス－１，２－ジクロロエチレン	Cis-1,2-Dichloroethylene
11	542-75-6	１，３－ジクロロプロペン	1,3-dichloropropene
12	75-09-2	ジクロロメタン	Dichloromethane
13	127-18-4	テトラクロロエチレン	Tetrachloroethylene
(4)	71-55-6	１，１，１－トリクロロエタン	1,1,1-Trichloroethane
14	79-00-5	１，１，２－トリクロロエタン	1,1,2-Trichloroethane
15	79-01-6	トリクロロエチレン	Trichloroethylene
16	71-43-2	ベンゼン	Benzene
1A-3　大気汚染防止法の特定粉塵			
No.	CAS. No.	物質名	英文名
17	-	アスベスト	Asbestos
1A-4　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の第１種特定化学物質			
No.	CAS. No.	物質名	英文名
18	-	ＰＣＢ	PCB
19	-	ポリ塩化ナフタレン （塩素数が３以上のものに限る）	Polychlorinated naphthalene (3 or more chlorine atoms)
20	118-74-1	ヘキサクロロベンゼン	Hexachlorobenzene
21	309-00-2	アルドリン	Aldrin
22	60-57-1	ディルドリン	Dieldrin
23	72-20-8	エンドリン	Endrin
24	789-02-6	ＤＤＴ	DDT
25	57-74-9	クロルデン	Chlordane
26	56-35-9	ビス（トリブチルスズ）＝オキシド	Bis(tributyltin) oxide
27	-	N,N’-ジトリル-パラ- フェニレンジアミン、N-トリル-N’- キシリル-パラ-フェニレンジアミン N,N’-ジキシリル-パラ -フェニレンジアミン	N,N'-ditolyl-p-phenylenediamine, N-tolyl-N'-xylyl-p-phenylenediamine, N,N'-dixylyl-p-phenylenediamine
28	732-26-3	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール	2,4,6-Tri-tert-butylphenol
29	8001-35-2	トキサフェン	Toxaphene
30	2385-85-5	マイレックス	Mirex
31	115-32-2	ケルセン又はジコホル	Dicofol
32	87-68-3	ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン	Hexachlorobuta-1,3-diene

添付資料１　「製造環境影響物質リスト」

1A-5　労働安全衛生法施行令の製造禁止物質			
No.	CAS. No.	物質名	英文名
33	-	黄りんマッチ（黄りん）	Tetraphosphorus
34	-	ベンジジン及びその塩	Benzidine and its salts
35	-	4-アミノジフェニル及びその塩	4-Aminobiphenyl and its salts
(17)	-	アスベスト	Asbestos
36	-	4-ニトロジフェニル及びその塩	4-Nitrobiphenyl and its salts
37	-	ビス（クロロメチル）エーテル	Bis(chloromethyl) ether
38	-	β－ナフチルアミン及びその塩	β-Naphthylamine and its salts
(16)	-	ベンゼン含有ゴムのり（ベンゼン）	Rubber cement containing benzene(benzene)

1B　削減対象物質（キヤノンに納入する物品の開発・生産・販売の過程で使用の削減を要する化学物質）

設定なし（2008 年 1 月現在では設定しないが、今後の社会動向などにより、新たに設定する場合があります。）			
No.	CAS. No.	物質名	英文名
－	－	－	－

添付資料１　「製造環境影響物質リスト」

1C　管理対象物質（キヤノンに納入する物品の開発・生産・販売の過程で使用有無、使用量の把握を必要とする化学物質）

1C-1　PRTR 第１種対象物質

No.	CAS. No.	物質名	英文名
39	-	亜鉛の水溶性化合物	Zinc compounds (water soluble)
40	79-06-1	アクリルアミド	Acrylamide
41	79-10-7	アクリル酸	Acrylic acid
42	140-88-5	アクリル酸エチル	Ethyl acrylate
43	2439-35-2	アクリル酸２－（ジメチルアミノ）エチル	2-(Dimethylamino) ethyl acrylate
44	96-33-3	アクリル酸メチル	Methyl acrylate
45	107-13-1	アクリロニトリル	Acrylonitrile
46	107-02-8	アクロレイン	Acrolein
47	103-23-1	アジピン酸ビス（２－エチルヘキシル）	Diethylhexyl adipate
48	111-69-3	アジポニトリル	Adiponitrile
49	75-07-0	アセトアルデヒド	Acetaldehyde
50	75-05-8	アセトニトリル	Acetonitrile
51	78-67-1	２，２’－アゾビスイソブチロニトリル	2,2'-Azobisisobutyronitrile
52	90-04-0	ｏ－アニシジン	*o*-Aanisidine
53	62-53-3	アニリン	Aniline
54	141-43-5	２－アミノエタノール	2-Aminoethanol
55	111-40-0	Ｎ－（２－アミノエチル）－１，２－エタンジアミン（別名ジエチレントリアミン）	N-(2-Aminoethyl)-1,2-ethanediamine
56	120068-37-3	５－アミノ－１－［２，６－ジクロロ－４－（トリフルオロメチル）フェニル］－３－シアノ－４－［(トリフルオロメチル）スルフィニル］ピラゾール（別名フィプロニル）	5-Amino-1-(2,6-dichloro-4-trifluoromethylphenyl)-4-trifluoromethylsulfinylpyrazole-3-carbonitrile
57	61-82-5	３－アミノ－１Ｈ－１，２，４－トリアゾール（別名アミトロール）	Amitrole
58	53369-07-6	２－アミノ－４－［ヒドロキシ（メチル）ホスフィノイル］酪酸（別名グルホシネート）	2-Amino-4-[hydroxy(methyl) phosphinoyl]butyric acid
59	591-27-5	ｍ－アミノフェノール	*m*-Aminophenol
60	107-18-6	アリルアルコール	Allyl alcohol
61	106-92-3	１－アリルオキシ－２，３－エポキシプロパン	Acryl glycidyl ether
62	-	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（アルキル基の炭素数が１０から１４までのもの及びその混合物に限る。）	Alkylbenzenesulfonic acid and its salts (linear) (C=10-14)
63	-	アンチモン及びその化合物	Antimony and its compounds
64	4098-71-9	３－イソシアナトメチル－３，５，５－トリメチルシクロヘキシル＝イソシアネート	3-Isocyanatomethyl-3,5,5-trimethylcyclohexyl isocyanate
65	78-79-5	イソプレン	Isoprene
66	80-05-7	４，４'－イソプロピリデンジフェノール（別名ビスフェノールＡ）	Bisphenol A
67	25068-38-6	４，４'－イソプロピリデンジフェノールと１－クロロ－２，３－エポキシプロパンの重縮合物（別名ビスフェノールＡ型エポキシ樹脂）（液状のものに限る。）	Polycondensate of 4,4'-isopropylidenediphenol and 1-chloro-2,3-epoxypropane (liquid)
68	4162-45-2	２，２’－［イソプロピリデンビス［(２，６－ジブロモ－４，１－フェニレン）オキシ]］ジエタノール	2,2'-{Isopropylidenebis[(2,6-dibromo-4,1-phenylene)oxy]}diethanol
69	96-45-7	２－イミダゾリジンチオン	2-Mercaptoimidazoline
70	13516-27-3	１，１’－［イミノジ（オクタメチレン)］ジグアニジン（別名イミノクタジン）	Iminoctadine
71	76578-14-8	エチル＝２－［４－（６－クロロ－２－キノキサリニルオキシ）フェノキシ］プロピオナート（別名キザロホップエチル）	Ethyl 2-[4-(6-chloro-2-quinoxanyloxy) phenoxy]propionate
72	25319-90-8	Ｓ－エチル＝２－(４－クロロ－２－メチルフェノキシ)チオアセタート（別名フェノチオール又はＭＣＰＡチオエチル）	S-Ethyl 2-(4-chloro-2-methylphenoxy) thioacetate
73	36335-67-8	Ｏ－エチル＝Ｏ－(６－ニトロ－メタ－トリル)＝セカンダリ－ブチルホスホルアミドチオアート（別名ブタミホス）	Butamifos
74	2104-64-5	Ｏ－エチル＝Ｏ－４－ニトロフェニル＝フェニルホスホノチオアート（別名ＥＰＮ）	EPN
75	40487-42-1	Ｎ－(１－エチルプロピル)－２，６－ジニトロ－３，４－キシリジン（別名ペンディメタリン）	Pendimethalin
76	2212-67-1	Ｓ－エチル＝ヘキサヒドロ－１Ｈ－アゼピン－１－カルボチオアート（別名モリネート）	Molinate
77	100-41-4	エチルベンゼン	Ethylbenzene
78	151-56-4	エチレンイミン	Aziridine
79	75-21-8	エチレンオキシド	Ethylene oxide
80	107-21-1	エチレングリコール	Ethylene glycol
81	110-80-5	エチレングリコールモノエチルエーテル	Ethylene glycol monoethyl ether
82	109-86-4	エチレングリコールモノメチルエーテル	Ethylene glycol monomethyl ether
83	107-15-3	エチレンジアミン	Ethylenediamine
84	60-00-4	エチレンジアミン四酢酸	Ethylenediaminetetraacetic acid (EDTA)
85	12122-67-7	Ｎ，Ｎ’－エチレンビス（ジチオカルバミン酸）亜鉛（別名ジネブ）	Zineb

添付資料１　「製造環境影響物質リスト」

1C　管理対象物質（続き）

No.	CAS.No.	物質名	英文名
86	12427-38-2	Ｎ，Ｎ’－エチレンビス（ジチオカルバミン酸）マンガン（別名マンネブ）	Maneb
87	8018-01-7	Ｎ，Ｎ’－エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガンとＮ，Ｎ’－エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物（別名マンコゼブ又はマンゼブ）	Manzeb
88	85-00-7	１，１’－エチレン－２，２’－ビピリジニウム＝ジブロミド（別名ジクアトジブロミド又はジクワット）	2,2'-Dipyridinium-1,1'-ethylene bromide
89	62-44-2	４’－エトキシアセトアニリド（別名フェナセチン）	4-Ethoxyacetanilide
90	2593-15-9	５－エトキシ－３－トリクロロメチル－１，２，４－チアジアゾール（別名エクロメゾール）	5-Ethoxy-3-trichloromethyl-1,2,4-thiadiazole
91	106-89-8	エピクロロヒドリン	Epichlorohydrin
92	556-52-5	２，３－エポキシ－１－プロパノール	2,3-Epoxy-1-propanol
93	75-56-9	１，２－エポキシプロパン（別名酸化プロピレン）	Propylene oxide
94	122-60-1	２，３－エポキシプロピル＝フェニルエーテル	2,3-Epoxypropylphenylether
95	111-87-5	１－オクタノール	1-Octanol
96	1806-26-4	ｐ－オクチルフェノール	*p*-Octylphenol
97	-	カドミウム及びその化合物	Cadmium and its compounds
98	105-60-2	イプシロン－カプロラクタム	Caprolactam
99	576-26-1	２，６－キシレノール	2,6-Xylenol
100	-	キシレン	Xylene
101	-	銀及びその水溶性化合物	Silver and its compounds (water soluble)
102	107-22-2	グリオキサール	Glyoxal
103	111-30-8	グルタルアルデヒド	Glutaraldehyde
104	1319-77-3	クレゾール	Cresol
105	-	クロム及び三価クロム化合物	Chromium and chromium (III) compounds
106	-	六価クロム化合物	Chromium(VI) compounds
107	79-04-9	クロロアセチル＝クロリド	Chloroacetyl chloride
108	95-51-2	ｏ－クロロアニリン	*o*-Chloroaniline
109	106-47-8	ｐ－クロロアニリン	*p*-Chloroaniline
110	108-42-9	ｍ－クロロアニリン	*m*-Chloroaniline
111	75-00-3	クロロエタン	Chloroethyl
112	1912-24-9	２－クロロ－４－エチルアミノ－６－イソプロピルアミノ－１，３，５－トリアジン（別名アトラジン）	Atrazine
113	51218-45-2	２－クロロ－２’－エチル－Ｎ－（２－メトキシ－１－メチルエチル）－６’－メチルアセトアニリド（別名メトラクロール）	2-Chloro-2'-ethyl-N-(2-methoxy-1-methylethyl)-6'-methylacetanilide
114	75-01-4	クロロエチレン（別名塩化ビニル）	Vinyl chloride [monomer only]
115	79622-59-6	３－クロロ－Ｎ－(３－クロロ－５－トリフルオロメチル－２－ピリジル)－アルファ，アルファ，アルファ－トリフルオロ－２，６－ジニトロ－パラ－トルイジン（別名フルアジナム）	3-Chloro-N-(3-chloro-5-trifluoromrthyl-2-pyridyl)-α, α, α-trifluoro-2,6-dinitro-p-toluidine
116	119446-68-3	１－［［２－［２－クロロ－４－（４－クロロフェノキシ）フェニル］－４－メチル－１，３－ジオキソラン－２－イル］メチル］－１Ｈ－１，２，４－トリアゾール（別名ジフェノコナゾール）	1-[[2-[2-Chloro(4-chlorophenoxy)phenyl]-4-methyl-1,3-dioxolan-2-yl]methyl]-1H-1,2,4-triazol
117	79-11-8	クロロ酢酸	Chloroacetic acid
118	51218-49-6	２－クロロ－２’，６’－ジエチル－Ｎ－（２－プロポキシエチル）アセトアニリド（別名プレチラクロール）	Pretilachlor
119	15972-60-8	２－クロロ－２’，６’－ジエチル－Ｎ－（メトキシメチル）アセトアニリド（別名アラクロール）	Alachlor
120	97-00-7	１－クロロ－２，４－ジニトロベンゼン	1-Chloro-2,4-dinitrobenzene
121	95-49-8	ｏ－クロロトルエン	*o*-Chlorotoluene
122	122-34-9	２－クロロ－４，６－ビス（エチルアミノ）－１，３，５－トリアジン（別名シマジン又はＣＡＴ）	Simazine
123	107-05-1	３－クロロプロペン（別名塩化アリル）	Allyl chloride
124	86598-92-7	４－クロロベンジル＝Ｎ－（２，４－ジクロロフェニル）－２－(１Ｈ－１，２，４－トリアゾール－１－イル)チオアセトイミダート（別名イミベンコナゾール）	4-Chlorobenzyl N-(2,4-dichlorophenyl)-2-(1H-1,2,4-triazol-1-yl)thioacetoimidate
125	108-90-7	クロロベンゼン	Chlorobenzene
126	67-66-3	クロロホルム	Chloroform
127	74-87-3	クロロメタン（別名塩化メチル）	Methyl chloride
128	94-74-6	（４－クロロ－２－メチルフェノキシ）酢酸（別名ＭＣＰ又はＭＣＰＡ）	(4-Chloro-2-methylphenoxy) acetic acid
129	96491-05-3	２－クロロ－Ｎ－(３－メトキシ－２－チエニル)－２’，６’－ジメチルアセトアニリド（別名テニルクロール）	2-Chloro-N-(3-methoxy-2-thienyl)-2',6'-dimethylacetanilide
130	1314-62-1	五酸化バナジウム	Vanadium pentoxide
131	-	コバルト及びその化合物	Cobalt and its compounds
132	111-15-9	酢酸２－エトキシエチル（別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート）	Ethylene glycol monoethyl ether acetate
133	108-05-4	酢酸ビニル	Vinyl acetate

添付資料１　「製造環境影響物質リスト」

1C　管理対象物質（続き）

No.	CAS. No.	物質名	英文名
134	110-49-6	酢酸２－メトキシエチル （別名エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート）	Ethylene glycol monomethyl ether acetate
135	90-02-8	サリチルアルデヒド	Salicylaldehyde
136	102851-06-9	α－シアノ－３－フェノキシベンジル＝N－(２－クロロ－ アルファ，アルファ，アルファ－トリフルオロ－パラ－トリル)－Ｄ－バリナート （別名フルバリネート）	α-Cyano-3-phenoxybenzyl N- (2-chloro-α, α, α -trifluoro-p-tolyl)-D-valinate
137	51630-58-1	α－シアノ－３－フェノキシベンジル＝２－(４－クロロフェニル)－３－ メチルブチラート（別名フェンバレレート）	(RS)- α-Cyano-3-phenoxybenzyl (RS)-2- (4-chlorophenyl)-3-methylbutanoate
138	52315-07-8	α－シアノ－３－フェノキシベンジル＝３－(２，２－ジクロロビニル)－２，２－ ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名シペルメトリン）	(RS)-α-Cyano-3-phenoxybenzyl (1RS,3RS)-(1RS,3SR)3-(2,2-dichlorovinyl)-2,2- dimethylcyclopropanecarboxylate
139	-	無機シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く）	Inorganic cyanogen compounds (except complrex salts and cyanate)
140	100-37-8	２－（ジエチルアミノ）エタノール	2-(Diethylamino) ethanol
141	28249-77-6	Ｎ，Ｎ－ジエチルチオカルバミン酸Ｓ－４－クロロベンジル （別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ）	Thiobencarb
142	125306-83-4	N, N－ジエチル－３－（２，４，６－トリメチルフェニルスルホニル）－１Ｈ－ １，２，４－トリアゾール－１－カルボキサミド（別名カフェンストロール）	N, N-Diethyl-3-(2,4,6-trimethylphenylsulfonyl)- 1H-1,2,4-triazol-1-carboxamide
143	123-91-1	１，４－ジオキサン	1,4-Dioxane
144	108-91-8	シクロヘキシルアミン	Cyclohexylamine
145	95-33-0	Ｎ－シクロヘキシル－２－ベンゾチアゾールスルフェンアミド	N-Cyclohexyl-2-benzothiazolsulfenamide
146	156-60-5	ｔｒａｎｓ－１，２－ジクロロエチレン	trans-1,2-Dichloroethylene
147	101-14-4	３，３'－ジクロロ－４，４'－ジアミノジフェニルメタン	4,4'-Diamino-3,3'-dichlorodiphenylmethane
148	23950-58-5	３，５－ジクロロ－Ｎ－(１，１－ジメチル－２－プロピニル)ベンズアミド （別名プロピザミド）	Propyzamide
149	106917-52-6	２'，４－ジクロロ－アルファ，アルファ，アルファ－トリフルオロ－４'－ ニトロ－メタ－トルエンスルホンアニリド（別名フルスルファミド）	Flusulfamide
150	82692-44-2	２－[４－(２，４－ジクロロ－メタ－トルオイル)－１，３－ジメチル－５－ ピラゾリルオキシ]－４－メチルアセトフェノン（別名ベンゾフェナップ）	2-[4-(2,4-Dichloro-m-toluoyl)-1,3-dimethyl-5- *p*yrazolyloxy]-4-methylacetophenone
151	3209-22-1	１，２－ジクロロ－３－ニトロベンゼン	1,2-Dichloro-3-nitrobenzene
152	89-61-2	１，４－ジクロロ－２－ニトロベンゼン	1,4-Dichloro-2-nitrobenzene
153	330-54-1	３－(３，４－ジクロロフェニル)－１，１－ジメチル尿素 （別名ジウロン又はＤＣＭＵ）	3-(3,4-Dichlorophenyl)-1,1-dimethylurea
154	330-55-2	３－(３，４－ジクロロフェニル)－１－メトキシ－１－メチル尿素 （別名リニュロン）	3-(3,4-Dichlorophenyl)-1-methoxy- 1-methylurea
155	94-75-7	２，４－ジクロロフェノキシ酢酸（別名２，４－Ｄ又は２，４－ＰＡ）	2,4-Dichlorophenoxyacetic acid
156	96-23-1	１，３－ジクロロ－２－プロパノール	1,3-Dichloro-2-propanol
157	78-87-5	１，２－ジクロロプロパン	1,2-Dichloropropane
158	709-98-8	３'，４'－ジクロロプロピオンアニリド（別名プロパニル又はＤＣＰＡ）	3',4'-Dichloropropionanilide
159	91-94-1	３，３'－ジクロロベンジジン	3,3'-Dichlorobenzidine
160	95-50-1	ｏ－ジクロロベンゼン	*o*-Dichlorobenzene
161	106-46-7	ｐ－ジクロロベンゼン	*p*-Dichlorobenzene
162	71561-11-0	２－[４－(２，４－ジクロロベンゾイル)－１，３－ジメチル－５－ ピラゾリルオキシ]アセトフェノン（別名ピラゾキシフェン）	2-[4-(2,4-Dichlorobenzoyl)-1,3-dimethyl-5- pyrazolyloxy] acetophenone
163	58011-68-0	４－(２，４－ジクロロベンゾイル)－１，３－ジメチル－５－ピラゾリル＝４－ トルエンスルホナート（別名ピラゾレート）	4-(2,4-Dichlorobenzoyl)-1,3-dimethyl-5- pyrazolyl 4-toluenesulfonate
164	1194-65-6	２，６－ジクロロベンゾニトリル（別名ジクロベニル又はＤＢＮ）	2,6-Dichlorobenzonitrile
165	3347-22-6	２，３－ジシアノ－１，４－ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）	2,3-Dicyano-1,4-dithiaanthraquinone
166	50512-35-1	１，３－ジチオラン－２－イリデンマロン酸ジイソプロピル （別名イソプロチオラン）	Isoprothiolane
167	17109-49-8	ジチオりん酸Ｏ－エチル－Ｓ，Ｓ－ジフェニル （別名エディフェンホス又はＥＤＤＰ）	Ethyldiphenyl dithiophosphate
168	640-15-3	ジチオりん酸Ｓ－２－(エチルチオ)エチル－Ｏ，Ｏ－ジメチル （別名チオメトン）	Thiometon
169	35400-43-2	ジチオりん酸Ｏ－エチル－Ｏ－（４－メチルチオフェニル）－Ｓ－ノルマル－ プロピル（別名スルプロホス）	*o*-Ethyl-*o*-4-methylthiophenyl-S-propyl dithiophosphate
170	298-04-4	ジチオりん酸Ｏ，Ｏ－ジエチル－Ｓ－（２－エチルチオエチル） （別名エチルチオメトン又はジスルホトン）	Ethylthiometon
171	2310-17-0	ジチオりん酸Ｏ，Ｏ－ジエチル－Ｓ－[(６－クロロ－２，３－ジヒドロ－２－ オキソベンゾオキサゾリニル)メチル]（別名ホサロン）	Diethyl-S-(2-oxo-6-chlorobenzoxazolomethyl) dithiophosphate
172	34643-46-4	ジチオりん酸Ｏ－２，４－ジクロロフェニル－Ｏ－エチル－Ｓ－プロピル （別名プロチオホス）	O-2,4-Dichlorophenyl-O-ethyl-S-propyl dithiophosphate
173	950-37-8	ジチオりん酸Ｓ－（２，３－ジヒドロ－５－メトキシ－２－オキソ－１，３，４－ チアジアゾール－３－イル）メチル－Ｏ，Ｏ－ジメチル （別名メチダチオン又はＤＭＴＰ）	3-Dimethyldithiophosphoryl-S-methyl-5-metho xy-1,3,4-thiadiazolin-2-one
174	121-75-5	ジチオりん酸Ｏ，Ｏ－ジメチル－Ｓ－１，２－ビス(エトキシカルボニル)エチル （別名マラソン又はマラチオン）	Malathon
175	60-51-5	ジチオりん酸Ｏ，Ｏ－ジメチル－Ｓ－[（Ｎ－メチルカルバモイル）メチル] （別名ジメトエート）	Dimethoate
176	-	ジニトロトルエン	Dinitrotoluene

添付資料１　「製造環境影響物質リスト」

1C　管理対象物質（続き）

No.	CAS. No.	物質名	英文名
177	51-28-5	２，４－ジニトロフェノール	2,4-Dinitrophenol
178	122-39-4	ジフェニルアミン	Diphenylamine
179	102-81-8	２－（ジ－ノルマル－ブチルアミノ）エタノール	2-(Di-n-butylamino) ethanol
180	55285-14-8	Ｎ－ジブチルアミノチオ－Ｎ－メチルカルバミン酸２，３－ジヒドロ－２，２－ジメチル－７－ベンゾ［ｂ］フラニル（別名カルボスルファン）	Carbosulfan
181	87-62-7	２，６－ジメチルアニリン	2,6-Dimethylaniline
182	95-64-7	３，４－ジメチルアニリン	3,4-Xylidine
183	62850-32-2	Ｎ，Ｎ－ジメチルチオカルバミン酸Ｓ－４－フェノキシブチル（別名フェノチオカルブ）	S-4-Phenoxybutyl N,N-dimethylthiocarbamate
184	1643-20-5	Ｎ，Ｎ－ジメチルドデシルアミン＝Ｎ－オキシド	N,N-Dimethyldodecylamine-N-oxide
185	52-68-6	ジメチル＝２，２，２－トリクロロ－１－ヒドロキシエチルホスホナート（別名トリクロルホン又はDEP）	Trichlorohydroxyethyl dimethylphosphonate
186	4685-14-7	１，１’－ジメチル－４，４’－ビピリジニウム塩	1,1'-Dimethyl-4,4'-bipyridinium salt
187	1910-42-5	１，１’－ジメチル－４，４’－ビピリジニウム＝ジクロリド（別名パラコート又はパラコートジクロリド）	1,1'-Dimethyl-4,4'-dipyridinium dichloride
188	85785-20-2	Ｎ－（１，２－ジメチルプロピル）－Ｎ－エチルチオカルバミン酸Ｓ－ベンジル（別名エスプロカルブ）	S-Benzyl N-(1,2-dimethylpropyl) -N-ethylthiocarbamate
189	119-93-7	３，３’－ジメチルベンジジン（別名 *o*－トリジン）	*o*-Tolidine
190	68-12-2	Ｎ，Ｎ－ジメチルホルムアミド	Dimethylformamide
191	2597-03-7	２－［(ジメトキシホスフィノチオイル）チオ］－２－フェニル酢酸エチル（別名フェントエート又はＰＡＰ）	Ethyl dimethyldithiophosphoryl phenylacetate
192	3861-47-0	３，５－ジヨード－４－オクタノイルオキシベンゾニトリル（別名アイオキシニル）	3,5-Diiodo-4-octanoyloxybenzonitrile
193	-	水銀及びその化合物	Mercury and its compounds
194	-	有機スズ化合物	Organic tin compounds
195	100-42-5	スチレン	Styrene [monomer only]
196	-	セレン及びその化合物	Selenium and its compounds
197	-	ダイオキシン類	Dioxin
198	533-74-4	２－チオキソ－３，５－ジメチルテトラヒドロ－２Ｈ－１，３，５－チアジアジン（別名ダゾメット）	2-Thio-3,5-dimethyltetrahydro-1,3,5-thiadiazine
199	62-56-6	チオ尿素	Thiourea
200	108-98-5	チオフェノール	Thiophenol
201	77458-01-6 (89784-60-1)	チオりん酸Ｏ－１－（４－クロロフェニル）－４－ピラゾリル－Ｏ－エチル－Ｓ－プロピル（別名ピラクロホス）	Pyraclofos (including both optical isomers)
202	2636-26-2	チオりん酸Ｏ－４－シアノフェニル－Ｏ，Ｏ－ジメチル（別名シアノホス又はＣＹＡＰ）	O-4-Cyanophenyl-O,O-dimethylthiophosphate
203	333-41-5	チオりん酸Ｏ，Ｏ－ジエチル－Ｏ－（２－イソプロピル－６－メチル－４－ピリミジニル）（別名ダイアジノン）	Diazinon
204	119-12-0	チオりん酸Ｏ，Ｏ－ジエチル－Ｏ－（６－オキソ－１－フェニル－１，６－ジヒドロ－３－ピリダジニル）（別名ピリダフェンチオン）	O,O-Diethyl-O-(6-oxo-1-phenyl-1,6-dihydr*o*-3-pyridazinyl) thiophosphate
205	13593-03-8	チオりん酸Ｏ，Ｏ－ジエチル－Ｏ－２－キノキサリニル（別名キナルホス）	Quinalphos
206	2921-88-2	チオりん酸Ｏ，Ｏ－ジエチル－Ｏ－（３，５，６－トリクロロ－２－ピリジル）（別名クロルピリホス）	Chlorpyrifos
207	18854-01-8	チオりん酸Ｏ，Ｏ－ジエチル－Ｏ－（５－フェニル－３－イソオキサゾリル）（別名イソキサチオン）	Isoxathone
208	97-17-6	チオりん酸Ｏ－２，４－ジクロロフェニル－Ｏ，Ｏ－ジエチル（別名ジクロフェンチオン又はＥＣＰ）	Diethyl-(2,4-dichlorophenyl) thiophosphate
209	2275-23-2	チオりん酸Ｏ，Ｏ－ジメチル－Ｓ－[２－［１－（Ｎ－メチルカルバモイル）エチルチオ］エチル]（別名バミドチオン）	Dimethylmethylcarbamylethylthioethyl thiophosphate
210	122-14-5	チオりん酸Ｏ，Ｏ－ジメチル－Ｏ－（３－メチル－４－ニトロフェニル）（別名フェニトロチオン又はＭＥＰ）	Fenitrothion
211	55-38-9	チオりん酸Ｏ，Ｏ－ジメチル－Ｏ－（３－メチル－４－メチルチオフェニル）（別名フェンチオン又はＭＰＰ）	Dimethyl-4-methylmercapto-3-methylphenyl thiophosphate
212	5598-13-0	チオりん酸Ｏ－３，５，６－トリクロロ－２－ピリジル－Ｏ，Ｏ－ジメチル（別名クロルピリホスメチル）	Chlorpyrifosmethyl
213	41198-08-7	チオりん酸Ｏ－４－ブロモ－２－クロロフェニル－Ｏ－エチル－Ｓ－プロピル（別名プロフェノホス）	O-4-Bromo-2-chlorophenyl-O-ethyl-S-propyl thiophosphate
214	26087-47-8	チオりん酸Ｓ－ベンジル－Ｏ，Ｏ－ジイソプロピル（別名イプロベンホス又はＩＢＰ）	Iprobenphos
215	1163-19-5	デカブロモジフェニルエーテル	Decabromodiphenyl ether
216	100-97-0	１，３，５，７－テトラアザトリシクロ［３．３．１．１３．７］デカン（別名ヘキサメチレンテトラミン）	1,3,5,7-Tetrazatricyclo[3.3.1.1(3,7)]decane
217	1897-45-6	テトラクロロイソフタロニトリル（別名クロロタロニル又はＴＰＮ）	Chlorothalonil
218	11070-44-3	テトラヒドロメチル無水フタル酸	Tetrahydromethylphthalic anhydride
219	116-14-3	テトラフルオロエチレン	Tetrafluoroethylene
220	137-26-8	テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム又はチラム）	Thiuram
221	100-21-0	テレフタル酸	Terephthalic acid
222	120-61-6	テレフタル酸ジメチル	Dimethyl terephthalate
223	-	銅水溶性塩（錯塩を除く）	Water-soluble copper salts (except complrex salts)
224	75-87-6	トリクロロアセトアルデヒド	Trichloroacetaldehyde
225	108-77-0	２，４，６－トリクロロ－１，３，５－トリアジン	Cyanuryl chloride

添付資料１　「製造環境影響物質リスト」

1C　管理対象物質（続き）

No.	CAS. No.	物質名	英文名
226	76-06-2	トリクロロニトロメタン（別名クロロピクリン）	Chloropicrin
227	55335-06-3	(３，５，６－トリクロロ－２－ピリジル)オキシ酢酸（別名トリクロピル）	(3,5,6-Trichloro-2-pyridyl)oxyacetic acid
228	2451-62-9	１，３，５－トリス(２，３－エポキシプロピル)－１，３，５－トリアジン－２，４，６(１Ｈ，３Ｈ，５Ｈ)－トリオン	1,3,5-Tris(2,3-epoxypropyl)-1,3,5-triazine-2,4,6(1H,3H,5H)-trione
229	118-96-7	２，４，６－トリニトロトルエン	2,4,6-Trinitrotoluene
230	1582-09-8	α，α，α－トリフルオロ－２，６－ジニトロ－Ｎ，Ｎ－ジプロピル－パラ－トルイジン（別名トリフルラリン）	Trifluralin
231	118-79-6	２，４，６－トリブロモフェノール	2,4,6-Tribromophenol
232	75-25-2	トリブロモメタン（別名ブロモホルム）	Tribromomethane
233	3452-97-9	３，５，５－トリメチル－１－ヘキサノール	3,5,5-Trimethyl-1-hexanol
234	108-67-8	１，３，５－トリメチルベンゼン	1,3,5-Trimethylbenzene
235	95-53-4	ｏ－トルイジン	*o*-Toluidine
236	106-49-0	ｐ－トルイジン	*p*-Toluidine
237	108-88-3	トルエン	Toluene
238	95-80-7	２，４－トルエンジアミン	2,4-Diaminotoluene
239	17502-50-0	２－(２－ナフチルオキシ)プロピオンアニリド（別名ナプロアニリド）	2-(2-Naphthyloxy) propionanilide
240	-	鉛及びその化合物	Lead and its compounds
241	7440-02-0	ニッケル	Nickel
242	-	ニッケル化合物	Nickel compounds
243	139-13-9	ニトリロ三酢酸	Nitrilotriacetic acid (NTA)
244	100-01-6	パラ－ニトロアニリン	*p*-Nitroaniline
245	628-96-6	ニトログリコール	Nitroglycol
246	55-63-0	ニトログリセリン	Nitroglycerine
247	100-00-5	ｐ－ニトロクロロベンゼン	*p*-Chloronitrobenzene
248	86-30-6	Ｎ－ニトロソジフェニルアミン	N-Nitrosodiphenylamine
249	100-02-7	ｐ－ニトロフェノール	*p*-Nitrophenol
250	-	ニトロベンゼン	Nitrobenzenes
251	75-15-0	二硫化炭素	Carbon disulfide
252	25154-52-3	ノニルフェノール	Nonylphenol
253	-	バリウム及びその水溶性化合物	Barium and its compounds (water soluble)
254	88-89-1	ピクリン酸	Picric acid
255	1014-70-6	２，４－ビス(エチルアミノ)－６－メチルチオ－１，３，５－トリアジン（別名シメトリン）	Simetryn
256	10380-28-6	ビス(８－キノリノラト)銅（別名オキシン銅又は有機銅）	Oxine copper
257	74115-24-5	３，６－ビス(２－クロロフェニル)－１，２，４，５－テトラジン（別名クロフェンチジン）	3,6-Bis(2-chlorophenyl)-1,2,4,5-tetrazine
258	563-12-2	ビス（ジチオりん酸）Ｓ，Ｓ’－メチレン－Ｏ，Ｏ，Ｏ’，Ｏ’－テトラエチル（別名エチオン）	Tetraethylmethylene bisdithiophosphate
259	137-30-4	ビス（Ｎ，Ｎ－ジメチルジチオカルバミン酸）亜鉛（別名ジラム）	Ziram
260	64440-88-6	ビス(Ｎ，Ｎ－ジメチルジチオカルバミン酸)Ｎ，Ｎ’－エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛)（別名ポリカーバメート）	N,N-Ethylenebis(thiocarbamoylthiozinc) bis(N,N-dimethyldithiocarbamate)
261	61789-80-8	ビス（水素化牛脂）ジメチルアンモニウム＝クロリド	Bis(halogenated tallow alkyl) dimethylammonium chloride
262	-	砒素及びその無機化合物	Arsenic and its inorganic compounds
263	302-01-2	ヒドラジン	Hydrazine
264	123-31-9	ヒドロキノン	Hydroquinone
265	100-40-3	４－ビニル－１－シクロヘキセン	4-Vinyl-1-cyclohexene
266	100-69-6	２－ビニルピリジン	2-Vinylpyridine
267	55179-31-2	１－(４－ビフェニリルオキシ)－３，３－ジメチル－１－(１Ｈ－１，２，４－トリアゾール－１－イル)－２－ブタノール（別名ビテルタノール）	1-(4-Biphenylyloxy)-3,3-dimethyl-1-(1H-1,2,4-triazol-1-yl)-2-butanol
268	110-85-0	ピペラジン	Piperazine
269	110-86-1	ピリジン	Pyridine
270	120-80-9	ピロカテコール（別名カテコール）	Catechol
271	96-09-3	フェニルオキシラン	Styrene oxide
272	95-54-5	ｏ－フェニレンジアミン	*o*-Phenylenediamine
273	106-50-3	ｐ－フェニレンジアミン	*p*-Phenylenediamine
274	108-45-2	ｍ－フェニレンジアミン	*m*-Phenylenediamine
275	156-43-4	ｐ－フェネチジン	*p*-Phenetidine
276	108-95-2	フェノール	Phenol
277	52645-53-1	３－フェノキシベンジル＝３－（２，２－ジクロロビニル）－２，２－ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名ペルメトリン）	Permethrin
278	106-99-0	１，３－ブタジエン	Butadiene
279	117-84-0	フタル酸ジ－ノルマル－オクチル	Dioctyl phthalate

添付資料１　「製造環境影響物質リスト」

1C　管理対象物質（続き）

No.	CAS. No.	物質名	英文名
280	84-74-2	フタル酸ジ－ノルマル－ブチル	Dibutyl phthalate
281	3648-21-3	フタル酸ジ－ノルマル－ヘプチル	Diheptyl phthalate
282	117-81-7	フタル酸ビス（２－エチルヘキシル）	Diethylhexyl phthalate
283	85-68-7	フタル酸ノルマル－ブチル＝ベンジル	Butylbenzyl phthalate
284	69327-76-0	２－ｔｅｒｔ－ブチルイミノ－３－イソプロピル－５－フェニルテトラヒドロ－４Ｈ－１，３，５－チアジアジン－４－オン（別名ブプロフェジン）	2-tert-Butylimino-3-isopropyl-5-phenyltetrahydro-4H-1,3,5-thiadiazin-4-one
285	112410-23-8	Ｎ－ｔｅｒｔ－ブチル－N'－(４－エチルベンゾイル)－３，５－ジメチルベンゾヒドラジド（別名テブフェノジド）	N-tert-Butyl-N'-(4-ethylbenzoyl)-3,5-dimethylbenzohydrazide
286	17804-35-2	Ｎ－［１－(Ｎ－ノルマル－ブチルカルバモイル)－１Ｈ－２－ベンゾイミダゾリル］カルバミン酸メチル(別名ベノミル)	Benomyl
287	122008-85-9	ブチル＝（Ｒ）－２－［４－（４－シアノ－２－フルオロフェノキシ）フェノキシ］プロピオナート（別名シハロホップブチル）	Butyl (R)-2-[4-(4-cyano-2-fluorophenoxy)phenoxy]propionate
288	134098-61-6	ｔｅｒｔ－ブチル＝４－[[[(１，３－ジメチル－５－フェノキシ－４－ピラゾリル)メチリデン]アミノオキシ]メチル]ベンゾアート（別名フェンピロキシメート）	*t*-Butyl (E)-4-(1,3-dimethyl-5-phenoxy-4-pyrazolylmethyleneaminoxymethyl) benzoate
289	2312-35-8	２－（４－ターシャリ－ブチルフェノキシ）シクロヘキシル＝２－プロピニル＝スルフィット（別名プロパルギット又はＢＰＰＳ）	2-(4-tert-Butylphenoxy) cyclohexyl 2-propynyl sulfite
290	96489-71-3	２－ｔｅｒｔ－ブチル－５－(４－ターシャリ－ブチルベンジルチオ)－４－クロロ－３(２Ｈ)－ピリダジノン（別名ピリダベン）	2-*t*-Butyl-5-(4-t-butylbenzylthio)-4-chloropyridazin-3(2H)-one
291	119168-77-3	Ｎ－（４－ターシャリ－ブチルベンジル）－４－クロロ－３－エチル－１－メチルピラゾール－５－カルボキサミド（別名テブフェンピラド）	Tebufenpyrad
292	95-31-8	Ｎ－(ｔｅｒｔ－ブチル)－２－ベンゾチアゾールスルフェンアミド	N-(tert-Butyl)-2-benzothiazolesulfenamide
293	-	ふっ化水素及びその水溶性塩	Hydrogen fluoride and its salts (water-soluble)
294	12071-83-9	Ｎ，Ｎ’－プロピレンビス（ジチオカルバミン酸）と亜鉛の重合物（別名プロピネブ）	Polymer of N,N'-propylenebis (dithiocarbamate) and zinc
295	75-26-3	２－ブロモプロパン	2-Bromopropane
296	13356-08-6	ヘキサキス(２－メチル－２－フェニルプロピル)ジスタノキサン（別名酸化フェンブタスズ）	Fenbutatin oxide
297	115-28-6	１，４，５，６，７，７－ヘキサクロロビシクロ[２，２，１]－５－ヘプテン－２，３－ジカルボン酸（別名クロレンド酸）	1,4,5,6,7,7-Hexachlorobicyclo[2.2.1]-5-heptene-2,3-dicarboxylic acid
298	115-29-7	６，７，８，９，１０，１０－ヘキサクロロ－１，５，５ａ，６，９，９ａ－ヘキサヒドロ－６，９－メタノ－２，４，３－ベンゾジオキサチエピン＝３－オキシド（別名エンドスルファン又はベンゾエピン）	Benzoepin
299	124-09-4	ヘキサメチレンジアミン	Hexamethylenediamine
300	822-06-0	ヘキサメチレン＝ジイソシアネート	Hexamethylene diisocyanate
301	-	ベリリウム及びその化合物	Beryllium and its compounds
302	98-07-7	ベンジリジン＝トリクロリド	Benzylidyne trichloride
303	98-87-3	ベンジリデン＝ジクロリド	Benzylidene dichloride
304	100-44-7	ベンジル＝クロリド（別名塩化ベンジル）	Benzyl chloride
305	100-52-7	ベンズアルデヒド	Benzaldehyde
306	552-30-7	１，２，４－ベンゼントリカルボン酸１，２－無水物	1,2,4-Benzenetricarboxylic acid 1,2-anhydride
307	73250-68-7	２－（２－ベンゾチアゾリルオキシ）－Ｎ－メチルアセトアニリド（別名メフェナセット）	2-(2-Benzothiazolyloxy)-N-methylacetanilide
308	82-68-8	ペンタクロロニトロベンゼン（別名キントゼン又はＰＣＮＢ）	Pentachloronitrobenzene
309	87-86-5	ペンタクロロフェノール	Pentachlorophenol
310	-	ほう素及びその化合物	Boron and its compounds
311	75-44-5	ホスゲン	Phosgene
312	-	ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル（アルキル基の炭素数が１２から１５までのもの及びその混合物に限る。）	Polyoxyethylene alkyl ether (C=12-15)
313	9036-19-5	ポリ(オキシエチレン)＝オクチルフェニルエーテル	Polyoxyethylene octylphenyl ether
314	9016-45-9	ポリ(オキシエチレン)＝ノニルフェニルエーテル	Polyoxyethylene nonylphenyl ether
315	50-00-0	ホルムアルデヒド	Formaldehyde
316	-	マンガン及びその化合物	Manganese and its compounds
317	85-44-9	無水フタル酸	Phthalic anhydride
318	108-31-6	無水マレイン酸	Maleic anhydride
319	79-41-4	メタクリル酸	Methacrylic acid
320	688-84-6	メタクリル酸２－エチルヘキシル	2-Ethylhexyl methacrylate
321	106-91-2	メタクリル酸２，３－エポキシプロピル	Glycidyl methacrylate
322	105-16-8	メタクリル酸２－（ジエチルアミノ）エチル	2-(Diethylamino) ethyl methacrylate
323	2867-47-2	メタクリル酸２－（ジメチルアミノ）エチル	2-(Dimethylamino) ethyl methacrylate
324	97-88-1	メタクリル酸ｎ－ブチル	n-Butyl methacrylate
325	80-62-6	メタクリル酸メチル	Methyl methacrylate
326	126-98-7	メタクリロニトリル	Methacrylonitrile
327	89269-64-7	(Z)－２'－メチルアセトフェノン＝４，６－ジメチル－２－ピリミジニルヒドラゾン（別名フェリムゾン）	(z)-2'-Methylacetophenone 4,6-dimethyl-2-pyrimidinylhydrazone
328	100-61-8	Ｎ－メチルアニリン	N-methylaniline
329	556-61-6	メチル＝イソチオシアネート	Methyl isocyanate

添付資料１　「製造環境影響物質リスト」

1C　管理対象物質（続き）

No.	CAS. No.	物質名	英文名
330	2631-40-5	Ｎ－メチルカルバミン酸２－イソプロピルフェニル（別名イソプロカルブ又はＭＩＰＣ）	2-Isopropylphenyl N-methylcarbamate
331	114-26-1	Ｎ－メチルカルバミン酸２－イソプロポキシフェニル（別名プロポキスル又はＰＨＣ）	Proboxur
332	1563-66-2	Ｎ－メチルカルバミン酸２，３－ジヒドロ－２，２－ジメチル－７－ベンゾ［ｂ］フラニル（別名カルボフラン）	Carbofuran
333	2655-14-3	Ｎ－メチルカルバミン酸３，５－ジメチルフェニル（別名 XMC）	3,5-Dimethylphenyl N-methylcarbamate
334	63-25-2	Ｎ－メチルカルバミン酸１－ナフチル（別名カルバリル又はＮＡＣ）	N-Methyl-1-naphthyl carbamate
335	3766-81-2	Ｎ－メチルカルバミン酸２－セカンダリ－ブチルフェニル（別名フェノブカルブ又はＢＰＭＣ）	2-(1-Methylpropyl)-phenyl N-methylcarbamate
336	100784-20-1	メチル＝３－クロロ－５－(４，６－ジメトキシ－２－ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)－１－メチルピラゾール－４－カルボキシラート（別名ハロスルフロンメチル）	Methyl 3-chloro-5-(4,6-dimethoxy-2-pyrimidinylcarbamoylsulfamoyl)-1-methylpyrazole-4-carboxylate
337	33089-61-1	３－メチル－１，５－ジ(２，４－キシリル)－１，３，５－トリアザペンタ－１，４－ジエン（別名アミトラズ）	3-Methyl-1,5-di(2,4-xylyl)-1,3,5-triazapenta-1,4-diene
338	144-54-7	Ｎ－メチルジチオカルバミン酸（別名カーバム）	N-Methyldithiocarbamic acid
339	2439-01-2	６－メチル－１，３－ジチオロ[４，５－ｂ]キノキサリン－２－オン	6-Methyl-1,3-dithiolo[4,5-b]quinoxalin-2-one
340	98-83-9	アルファ－メチルスチレン	α-Methylstyrene
341	108-99-6	３－メチルピリジン	3-Methylpyridine
342	61432-55-1	Ｓ－１－メチル－１－フェニルエチル＝ピペリジン－１－カルボチオアート（別名ジメピペレート）	S-1-Methyl-1-phenylethylpiperidine-1-carbothioate
343	26471-62-5	メチル－１，３－フェニレン＝ジイソシアネート（別名メタ－トリレンジイソシアネート）	Toluene diisocyanate
344	88-85-7	２－(１－メチルプロピル)－４，６－ジニトロフェノール	Dinoseb
345	101-77-9	４，４’－メチレンジアニリン	4,4'-Methylenedianiline
346	5124-30-1	メチレンビス(４，１－シクロヘキシレン)＝ジイソシアネート	Methylenebis(4,1-cyclohexylene) diisocyanate
347	88678-67-5	Ｎ－(６－メトキシ－２－ピリジル)－Ｎ－メチルチオカルバミン酸Ｏ－３－ターシャリ－ブチルフェニル（別名ピリブチカルブ）	Pyributicarb
348	298-81-7	９－メトキシ－７Ｈ－フロ[３，２－ｇ][１]ベンゾピラン－７－オン（別名メトキサレン）	9-Methyoxy-7H-furo[3,2-g][1]benzopyran-7-one
349	120-71-8	２－メトキシ－５－メチルアニリン	6-Methoxy-m-toluidine
350	68-11-1	メルカプト酢酸	Mercaptoacetic acid
351	-	モリブデン及びその化合物	Molybdenum and its compounds
352	470-90-6	りん酸２－クロロ－１－(２，４－ジクロロフェニル)ビニル＝ジエチル（別名クロルフェンビンホス又はＣＶＰ）	Diethyl-1-(2',4'-dichlorophenyl)-2-chlorovinylphosphate
353	2274-67-1	りん酸２－クロロ－１－(２，４－ジクロロフェニル)ビニル＝ジメチル（別名ジメチルビンホス）	2-Chloro-1-(2,4-dichlorophenyl) vinyldimethyl phosphate
354	300-76-5	りん酸１，２－ジブロモ－２，２－ジクロロエチル＝ジメチル（別名ナレド又はＢＲＰ）	BRP
355	62-73-7	りん酸ジメチル＝２，２－ジクロロビニル（別名ジクロルボス又はＤＤＶＰ）	Dichlorvos
356	6923-22-4, 919-44-8	りん酸ジメチル＝（Ｅ）－１－メチル－２－(Ｎ－メチルカルバモイル)ビニル（別名モノクロトホス）	3-(Dimethoxyphosphonyloxy)-N-methyl-cis-crotonamide
357	115-96-8	りん酸トリス(２－クロロエチル)	Tris(2-chloroethyl) phosphate
358	25155-23-1	りん酸トリス（ジメチルフェニル)	Tris(dimethylphenyl) phosphate
359	126-73-8	りん酸トリ－ノルマル－ブチル	Tributyl phosphate

注意

（１）事業活動に伴う非意図的生成物質の発生
塩素分を含む廃棄物を事業所内で焼却処理している場合、ダイオキシンを発生（非意図的生成物質）しているとみなし、化学物質の使用とみなします。

（２）混合物等の使用
対象化学物質を含むことが表示または製品安全性データシート（ＭＳＤＳ）等により明らかな混合物は、成分含有量に関らず使用とみなします。

（３）化学物質使用の適用除外
次の形態で化学物質が取り扱われている場合は、化学物質の使用とみなしません。
① 含まれる化学物質が無害な形態になっている合金等
② 使用している工業用水または大気中に含まれている成分
③ 購入してそのまま使用している装置に内蔵されている化学物質

添付資料２　「製品環境影響物質リスト」

2A 使用禁止物質（キヤノンに納入する物品への含有を禁止する化学物質）

1. ポリ臭化ビフェニル（PBB）類

対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
デカブロモビフェニル	13654-09-6	難燃剤
3,3',4,4'-ブロモビフェニル	77102-82-0	
2,2',4,5,5'-ブロモビフェニル	67888-96-4	

対象範囲：下記のいずれかに該当するもの。
① 意図的添加がある場合
② 不純物で 1000ppm を超える含有がある場合

参照法規制 [a)]：
76/769/EEC（+83/264/EEC）、2002/95/EC（RoHS 指令）、バーゼル条約など

2. ポリ臭化ジフェニルエーテル（PBDE）類

対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
ペンタブロモジフェニルエーテル	32534-81-9	難燃剤
オクタブロモジフェニルエーテル	32536-52-0	
デカブロモジフェニルエーテル	1163-19-5	

対象範囲：下記のいずれかに該当するもの。
① 意図的添加がある場合
② 不純物で 1000ppm を超える含有がある場合

参照法規制：
76/769/EEC（+2003/11/EC）、2002/95/EC（RoHS 指令）、バーゼル条約など

3. ポリ塩化ビフェニル（PCB）類

対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
PCB（ポリ塩化ビフェニル）	1336-36-3	絶縁油、潤滑油、電気絶縁媒体、可塑剤、塗料溶媒、熱媒体
ペンタクロロビフェニル	25429-29-2	
PCT（ポリ塩化ターフェニル）	61788-33-8	

対象範囲：下記のいずれかに該当するもの。
① 意図的添加がある場合
② 不純物で明らかに通常の自然界で検出するレベルを超えて含有がある場合

注記　通常の自然界で検出するレベルを超える含有について
PCB を含む廃棄物について、多くの国は、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づき、50ppm 超を基準値としておりますが、日本は、他国と比較し最も厳しい 0.5ppm 以上を基準値としています。これらは製品中の PCB 不純物の閾値ではありませんが、参考値としてここに記載させていただきます。

参照法規制：
化審法（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律）、76/769/EEC（+85/467/EEC、89/677/EEC）、
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則、バーゼル条約など

4. ポリ塩化ナフタレン（塩素数が3以上）

対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
ポリ塩化ナフタレン（塩素数が 3 以上）	70776-03-3	潤滑油、塗料、プラスチック安定剤、電気絶縁媒体、難燃剤
ペンタクロロナフタレン	1321-64-8	

対象範囲：下記のいずれかに該当するもの。
① 意図的添加がある場合
② 不純物で明らかに通常の自然界で検出するレベルを超えて含有がある場合

注記　通常の自然界で検出するレベルを超える含有について
ポリ塩化ナフタレンを規制する基準は、法規制で特に規定しておりません。しかし、それが環境に与える影響は PCB 類と類似しているため、PCB と同様の取り扱いとします。

参照法規制：
化審法第一種特定、バーゼル条約など

5. ビス（トリブチルスズ）＝オキシド（TBTO）

対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
ビス（トリブチルスズ）＝オキシド（TBTO）	56-35-9	塗料、顔料、防腐剤、冷媒、発泡剤

対象範囲：
意図的添加がある場合

参照法規制：
化審法第一種特定など

添付資料２　「製品環境影響物質リスト」

2A 使用禁止物質（続き）

6. トリブチルスズ（TBT）類/トリフェニルスズ（TPT）類

対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
トリフェニルスズ＝フルオリド	379-52-2	顔料、塗料、難燃剤、安定剤、n 型ドーパント
トリフェニルスズ＝アセタート	900-95-8	
トリフェニルスズ＝クロリド	639-58-7	
トリブチルスズ＝アセタート	56-36-0	

対象範囲：
意図的添加がある場合

参照法規制：
化審法など

7. 特定アミンを形成するアゾ染料・顔料及び特定のアゾ染料[b)]

対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
赤色顔料 8（ピグメントレッド 8）	6410-30-6	顔料、染料、着色剤
赤色顔料 22（ピグメントレッド 22）	6448-95-9	
赤色顔料 38（ピグメントレッド 38）	6358-87-8	

対象範囲：
意図的添加がある場合
＜除外対象項目＞
下記要件に従うものは使用可能とします。
- 人の皮膚または口腔に直接かつ長時間接触する可能性のない部位への使用
  例：包装材など

参照法規制：
76/769/EEC（+2003/3/EC）、ドイツ日用品規制など

8. 塩化パラフィン

対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
炭素数 10-13 の塩素化アルカン	85535-84-8	グリス、金属加工油、難燃剤、ポリ塩化ビニル可塑剤
塩化パラフィン（平均炭素数 12、平均塩素化率 60%）	108171-26-2	

対象範囲：
意図的添加がある場合。
ただし、ポリ塩化ビニルは別途含有管理物質として取り扱い、塩化パラフィンには含めない。
＜除外対象項目＞
下記要件に従うものは使用可能とします。
- 短鎖型塩化パラフィン（炭素数10～13）を除く塩化パラフィン
  例：塩化パラフィン（平均炭素数 23、平均塩素化率 43%）　CAS.No.108171-27-3

参照法規制：
76/769/EEC（+2002/45/EC）、2004/1/EC など

9. パーフルオロオクタンスルホン酸塩（PFOS）及びその類縁化合物[c)]

対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
パーフルオロオクタンスルホン酸	1763-23-1	フォトリソグラフィー、写真コーティング材、油圧油、金属めっき、洗剤、消火剤、紙及び包装材のコーティング材
ヘプタデカフルオロオクタン-1-スルホン酸リチウム	29457-72-5	
ヘプタデカフルオロオクタン-1-スルホン酸カリウム	2795-39-3	
ノナデカフルオロノナン-1-スルホン酸アンモニウム	17202-41-4	

対象範囲：下記のいずれかに該当するもの。ただし、適用は、2008年6月1日以降とします。
① 最終製品形態が物質、調剤に該当し、質量比0.005%以上の濃度で含有する場合
② 最終製品形態が、物質、調剤以外の半製品、成形品等に該当し、その質量比0.1%以上の濃度で含有する場合、またはテキスタイルまたはその他の被覆された材料について、被覆材の 1 $\mu g/m^2$以上の量で存在する場合

＜除外対象項目＞
下記要件に従うものは使用可能とします。
- フォトリソグラフィ・プロセスのためのフォトレジストまたは反ミラー・コーティング
- フィルム、書類、または印刷版に適用される写真コーティング

参照法規制：
76/769/EEC（+2006/122/EC）、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs 条約）など

添付資料２　「製品環境影響物質リスト」

2A 使用禁止物質（続き）

10. オゾン層破壊物質

対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
対象となる物質はモントリオール議定書の付属書で定める物質であり、それらを付表 2A-2 に示す。		冷媒、消化剤、発泡剤、洗浄剤、薫蒸

対象範囲：
意図的添加がある場合

参照法規制：
モントリオール議定書、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律

11. カドミウム及びその化合物

対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
カドミウム	7440-43-9	顔料、耐蝕表面処理、電池、接点、光学材料、ポリ塩化ビニル安定剤
酸化カドミウム	1306-19-0	
硫化カドミウム	1306-23-6	
塩化カドミウム	10108-64-2	
硫酸カドミウム	10124-36-4	

対象範囲：下記のいずれかに該当するもの。
① 意図的添加がある場合
② 不純物で100ppmを超える含有がある場合。ただし、RoHS指令の対象製品外で、その用途が表面処理、着色剤、プラスチック安定剤のときでは、不純物で75ppmを超える含有がある場合。
③ カドミウム、水銀、六価クロム、鉛の総重量濃度が100ppmを超える包装資材用途でのカドミウムの使用
④ 付表2A-3 電池中への重金属含有禁止項目に該当する電池への使用

＜除外対象項目＞
付表2A-4 RoHS指令で規制する重金属の適用除外項目に該当する項目

参照法規制：
76/769/EEC（+91/338/EEC）、91/157/EEC（+93/86/EEC）、94/62/EEC（包装指令）、2002/95/EC（RoHS 指令）、オランダカドミウム制令、デンマークカドミウム禁止令など

12. 六価クロム化合物

対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
重クロム酸ナトリウム	10588-01-9	顔料、塗料、インキ、触媒、防食表面処理、染料、防錆
三酸化クロム	1333-82-0	
クロム酸カルシウム	13765-19-0	
クロム酸鉛	7758-97-6	
重クロム酸カリウム	7778-50-9	
クロム酸カリウム	7789-00-6	

対象範囲：下記のいずれかに該当するもの。
① 意図的添加がある場合
② 不純物で1000ppmを超える含有がある場合
③ カドミウム、水銀、六価クロム、鉛の総重量濃度が100ppmを超える包装資材用途での六価クロムの使用

＜除外対象項目＞
付表 2A-4 RoHS 指令で規制する重金属の適用除外項目に該当する項目

参照法規制：
94/62/EEC（包装指令）、2002/95/EC（RoHS 指令）、バーゼル条約など

添付資料２　「製品環境影響物質リスト」

2A　使用禁止物質（続き）

13. 鉛及びその化合物

対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
鉛	7439-92-1	顔料、塗料、ゴム硬化剤、プラスチック安定剤、電池、ゴム加硫剤、ハンダ、ガラス、快削合金、合金成分、各種樹脂添加剤
炭酸鉛	598-63-0	
酸化鉛（Ⅳ）	1309-60-0	
四酸化三鉛	1314-41-6	
硫化鉛（Ⅱ）	1314-87-0	
酸化鉛（Ⅱ）	1317-36-8	
塩基性炭酸鉛（Ⅱ）	1319-46-6	
硫酸鉛（Ⅱ）	7446-14-2	
リン酸鉛（Ⅱ）	7446-27-7	
クロム酸鉛	7758-97-6	
チタン酸鉛	12060-00-3	

対象範囲：下記のいずれかに該当するもの。
① 意図的添加がある場合
② 不純物で1000ppmを超える含有がある場合。ただし、ポリ塩化ビニル電線のポリ塩化ビニル樹脂被覆中では300ppmを超える含有がある場合。
③ カドミウム、水銀、六価クロム、鉛の総重量濃度が100ppmを超える包装資材用途での鉛の使用
④ 付表2A-3 電池中への重金属含有禁止項目に該当する電池への使用

＜除外対象項目＞
付表 2A-4 RoHS 指令で規制する重金属の適用除外項目に該当する項目

参照法規制：
76/769/EEC（+89/677/EEC）、91/157/EEC（+93/86/EEC）、94/62/EEC（包装指令）、2002/95/EC（RoHS 指令）、デンマーク鉛禁止令、プロポジション 65、バーゼル条約など

14. 水銀及びその化合物

対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
水銀	7439-97-6	電池、蛍光材料、接点、温度計、顔料
塩化第二水銀	7487-94-7	
酸化水銀（Ⅱ）	21908-53-2	

対象範囲：下記のいずれかに該当するもの。
① 意図的添加がある場合
② 不純物で1000ppmを超える含有がある場合
③ カドミウム、水銀、六価クロム、鉛の総重量濃度が100ppmを超える包装資材用途での水銀の使用
④ 付表2A-3 電池中への重金属含有禁止項目に該当する電池への使用

＜除外対象項目＞
付表 2A-4 RoHS 指令で規制する重金属の適用除外項目に該当する項目

参照法規制：
76/769/EEC（+89/677/EEC）、91/157/EEC（+93/86/EEC、98/101/EEC）、94/62/EEC（包装指令）、2002/95/EC（RoHS 指令）、バーゼル条約など

15. アスベスト類

対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
アスベスト	1332-21-4	電気絶縁体、充填材、断熱材、摩擦材
アクチノライト	77536-66-4	
アモサイト	12172-73-5	
アンソフィライト	77536-67-5	
クリソタイル	12001-29-5	
クロシドライト	12001-28-4	
トレモライト	77536-68-6	

対象範囲：
意図的添加がある場合

参照法規制：
大気汚染防止法、労働安全衛生法、76/769/EEC（+99/77/EC）87/217/EEC、バーゼル条約など

添付資料２　「製品環境影響物質リスト」

注記 a) **参照法規制**

参照法規制は、化学物質に関するもので、製品のライフサイクルを通して環境・人体に何らかの影響を与えることから制定されている国際法、国内法、海外法規制であり、製品環境影響物質を分類する際に参照したものです。従って、ここで示した法規制等が全てではありません。

b) **特定アミンを形成するアゾ染料・顔料及び特定のアゾ染料**

特定アミンを形成するアゾ染料・顔料とは、１つ以上のアゾ基の分解により特定アミンを形成するアゾ化合物をさします。特定アミン及び特定のアゾ染料は付表2A-1を参照してください。

c) **PFOS及びその類縁化合物の取り扱いについて**

今回、使用禁止物質として定めたPFOS及びその類縁化合物については、従来から実施しているJGPファイル、キヤノン追加調査票による部品・材料毎の化学物質調査を当面、実施いたしません。当該物質群の調査に関しては、JGPSSI発行のフォーマットが改訂され、当該物質群が調査対象物質に追加された時点で実施していく予定です。

その間、調査、代替活動等に関しては、別途、ご連絡する予定です。

また当該物質群の対象範囲、使用期限などはストックホルム条約（POPs条約）や社会動向、リスク管理の観点から変更する場合がございます。その場合、別途、ご連絡いたします。

＜付表2A-1　１つ以上のアゾ基の分解により形成する特定アミンと特定アゾ染料＞

1つ以上のアゾ基の分解により形成する特定アミン	
CAS No.	特定アミンの名称
60-09-3	4-アミノアゾベンゼン
90-04-0	*o*-アニシジン
91-59-8	2-ナフチルアミン
91-94-1	3,3'-ジクロロベンジジン
92-67-1	4-アミノビフェニル
92-87-5	ベンジジン
95-53-4	*o*-トルイジン
95-69-2	4-クロロ-2-メチルアニリン
95-80-7	2,4-トルエンジアミン
97-56-3	*o*-アミノアゾトルエン
99-55-8	5-ニトロ-*o*-トルイジン
101-14-4	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン
101-77-9	4,4'-メチレンジアニリン
101-80-4	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル
106-47-8	*p*-クロロアニリン
119-90-4	3,3-ジメトキシベンジジン
119-93-7	3,3'-ジメチルベンジジン
120-71-8	2-メトキシ-5-メチルアニリン
137-17-7	2,4,5-トリメチルアニリン
139-65-1	4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド
615-05-4	2,4-ジアミノアニソール
838-88-0	4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン
特定アゾ染料	
a mixture of: disodium (6-(4-anisidino)-3-sulfonato-2-(3,5-dinitro-2-oxidophenylazo)-1-naphtholato)(1-(5-chloro-2-oxidophenylazo)-2-naphtholato)chromate(1-); trisodium bis(5-(4-anisidino)-3-sulfonato-2-(3,5-dinitro-2-oxidophenylazo)-1-naphtholato)chromate(1-) ＜CAS number＞ Not allocated Component 1: CAS No. 118685-33-9、$C_{39}H_{23}ClCrN_7O_{12}S.2Na$ Component 2: $C_{46}H_{30}CrN_{10}O_{20}S_2.3Na$	

添付資料２　「製品環境影響物質リスト」

＜付表 2A-2 モントリオール議定書で規定されている物質＞

附属書 A に記載されている規制物質

グループ	物質	グループ	物質
グループⅠ	$CFCl_3$（CFC-11）	グループⅡ	CF_2BrCl（halon-1211）
	CF_2Cl_2（CFC-12）		CF_3Br（halon-1301）
	$C_2F_3Cl_3$（CFC-113）		$C_2F_4Br_2$（halon-2402）
	$C_2F_4Cl_2$（CFC-114）		
	C_2F_5Cl（CFC-115）		

附属書 B に記載されている規制物質

グループ	物質			
グループⅠ	CF_3Cl（CFC-13）	C_3FCl_7（CFC-211）	$C_3F_4Cl_4$（CFC-214）	C_3F_7Cl（CFC-217）
	C_2FCl_5（CFC-111）	$C_3F_2Cl_6$（CFC-212）	$C_3F_5Cl_3$（CFC-215）	
	$C_2F_2Cl_4$（CFC-112）	$C_3F_3Cl_5$（CFC-213）	$C_3F_6Cl_2$（CFC-216）	
グループⅡ	CCl_4　四塩化炭素			
グループⅢ	$C_2H_3Cl_3$　1,1,1-トリクロロエタン（メチルクロロホルム）[d]			

附属書 C に記載されている規制物質（その１）

グループ	物質	異性体の数	物質	異性体の数
グループⅠ	$CHFCl_2$（HCFC-21）	1	$C_2HF_4Cl_3$（HCFC224）	12
	CHF_2Cl（HCFC-22）	1	$C_3HF_5Cl_2$（HCFC-225）	9
	CH_2FCl（HCFC-31）	1	$CF_3CF_2CHCl_2$（HCFC-225ca）[e]	-
	C_2HFCl_4（HCFC-121）	2	CF_2ClCF_2CHClF（HCFC-225cb）[e]	-
	$C_2HF_2Cl_3$（HCFC-122）	3	C_3HF_6Cl（HCFC-226）	5
	$C_2HF_3Cl_2$（HCFC-123）	3	$C_3H_2FCl_5$（HCFC-231）	9
	$CHCl_2CF_3$（HCFC-123）[e]	-	$C_3H_2F_2Cl_4$（HCFC-232）	16
	C_2HF_4Cl（HCFC-124）	2	$C_3H_2F_3Cl_3$（HCFC-233）	18
	$CHFClCF_3$（HCFC-124）[e]	-	$C_3H_2F_4Cl_2$（HCFC-234）	16
	$C_2H_2FCl_3$（HCFC-131）	3	$C_3H_2F_5Cl$（HCFC-235）	9
	$C_2H_2F_2Cl_2$（HCFC-132）	4	$C_3H_3FCl_4$（HCFC-241）	12
	$C_2H_2F_3Cl$（HCFC-133）	3	$C_3H_3F_2Cl_3$（HCFC-242）	18
	$C_2H_3FCl_2$（HCFC-141）	3	$C_3H_3F_3Cl_2$（HCFC-243）	18
	CH_3CFCl_2（HCFC-141b）[e]	-	$C_3H_3F_4Cl$（HCFC-244）	12
	$C_2H_3F_2Cl$（HCFC-142）	3	$C_3H_4FCl_3$（HCFC-251）	12
	CH_3CF_2Cl（HCFC-142b）[e]	-	$C_3H_4F_2Cl_2$（HCFC-252）	16
	C_2H_4FCl（HCFC-151）	2	$C_3H_4F_3Cl$（HCFC-253）	12
	C_3HFCl_6（HCFC-221）	5	$C_3H_5FCl_2$（HCFC-261）	9
	$C_3HF_2Cl_5$（HCFC-222）	9	$C_3H_5F_2Cl$（HCFC-262）	9
	$C_3HF_3Cl_4$（HCFC-223）	12	C_3H_6FCl（HCFC-271）	5

グループ	物質	異性体の数	物質	異性体の数	物質	異性体の数
グループⅡ	$CHFBr_2$	1	$C_3H_3FBr_4$	12	$C_2HF_3Br_4$	12
	CHF_2Br（HBFC-22B1）	1	$C_3H_3F_3Br_2$	18	$C_3HF_5Br_2$	9
	$C_2HF_2Br_3$	3	$C_3H_4FBr_3$	12	$C_3H_2FBr_5$	9
	C_2HF_4Br	2	$C_3H_4F_3Br$	12	$C_3H_2F_3Br_3$	18
	$C_2H_2F_2Br_2$	4	$C_3H_5F_2Br$	9	$C_3H_2F_5Br$	8
	$C_2H_3FBr_2$	3	CH_2FBr	1	$C_3H_3F_2Br_3$	18
	C_2H_4FBr	2	C_2HFBr_4	2	$C_3H_3F_4Br$	12
	$C_3HF_2Br_5$	9	$C_2HF_3Br_2$	3	$C_3H_4F_2Br_2$	16
	$C_3HF_4Br_3$	12	$C_2H_2FBr_3$	3	$C_3H_5FBr_2$	9
	C_3HF_6Br	5	$C_2H_2F_3Br$	3	C_3H_6FBr	5
	$C_3H_2F_2Br_4$	16	$C_2H_3F_2Br$	3		
	$C_3H_2F_4Br_2$	16	C_3HFBr_6	5		
グループⅢ	CH_2BrCl　ブロモクロロメタン					

附属書 E に記載されている規制物質

グループ	物質
グループⅠ	CH_3Br　臭化メチル

注記　[d] 1,1,2-トリクロロエタンを指さない。

[e] 商業上使われる可能性の最も高い物質を示したものです。

添付資料２　「製品環境影響物質リスト」

＜付表 2A-3 電池中への重金属含有禁止項目＞

カドミウム及びその化合物		
電池の分類		
A. ニカド電池		
	対象範囲	全ての使用（弊社基準として使用禁止。ただし、2007 年度末までに販売された製品の消耗品・サービスパーツに使用する場合には、調達させていただく場合があります。）
	除外対象項目	なし
B. 機器に固定的に組み込まれる電池		
	対象範囲	電池の重量比 0.0005%を超えるもの
	除外対象項目	下記 1～3 の用途で使用する電池 1. 医療機器　2. コードレス電動工具　3. 専門技術者による交換が通例の電池
C. 上記 A.項および下記 B.項を除く全ての電池		
	対象範囲	電池の重量比 0.002%を超えるもの
	除外対象項目	下記 1～2 の用途で使用する電池 1. 医療機器　2. コードレス電動工具
鉛及びその化合物		
電池の分類		
A. アルカリ電池、マンガン電池		
	対象範囲	電池の重量比 0.2%を超えるもの
	除外対象項目	なし
B. 機器に固定的に組み込まれる電池		
	対象範囲	電池の重量比 0.1%を超えるもの
	除外対象項目	専門技術者による交換が通例の電池
水銀及びその化合物		
電池の分類		
A. アルカリ電池、マンガン電池、酸化水銀電池		
	対象範囲	下記 1 項または 2 項のいずれかに該当する場合 1. 電池の重量比 0.0001%以上　2. 意図的含有があるもの
	除外対象項目	なし
B. ボタン電池		
	対象範囲	電池の重量比 2%を超えるもの
	除外対象項目	家庭向けボタン型アルカリ電池、ボタン型酸化水銀電池
C. 上記 A.項および下記 B.項を除く全ての電池		
	対象範囲	電池の重量比 0.0005%を超えるもの
	除外対象項目	なし

添付資料２　「製品環境影響物質リスト」

＜付表2A-4 RoHS指令で規制する重金属の適用除外項目＞

カドミウム及びその化合物

適用除外項目
8. 特定危険物質および調剤のマーケティングと使用の制限に関する指令76/769/EECを修正する指令91/338/EECに基づき禁止される用途を除く、電気接点中のカドミウムおよびカドミウム化合物、ならびにカドミウムめっき。（委員会決定2005/747/ECで修正）
13. 光学ガラス及びフィルターガラス中の鉛とカドミウム（委員会決定2005/747/EC）
21. ホウケイ酸ガラス上のエナメル塗布用印刷インクに含まれる鉛およびカドミウム（委員会決定2006/691/EC）

六価クロム化合物

適用除外項目
9. 吸収型冷蔵庫中のカーボン・スチール冷却システムの防錆用としての六価クロム（2002/95/EC）

鉛及びその化合物

適用除外項目
5. ブラウン管、電子コンポーネントおよび蛍光管のガラス中の鉛（2002/95/EC）
6. 合金成分として、鋼材の中の0.35wt%までの鉛、アルミ材の中の0.4wt%までの鉛、及び銅材の4wt%までの鉛（2002/95/EC）
7.-1　高融点タイプのハンダ中の鉛（すなわち重量で85%以上の鉛を含む鉛ベースの合金）（2002/95/EC）
7.-2　サーバー、ストレージおよびストレージ・アレイ・システム、スイッチ切り替え、信号発信、転送ならびに電気通信用ネットワーク管理のためのネットワーク・インフラ装置用のハンダ中の鉛（委員会決定2005/747/ECで修正）
7.-3　電子セラミック部品の中の鉛（例、ピエゾエレクトロニックデバイス）（2002/95/EC）
9b. 鉛-青銅製のベアリングのシェル（さや）およびブッシュ（穴の内面にはめこむ円筒部品）中の鉛（2002/95/EC）
11. コンプライアント・ピン・コネクタ・システムに使用される鉛 （委員会決定2005/747/EC）
12. 熱伝導モジュールCリングのためのコーティング材としての鉛 （委員会決定2005/747/EC）
13. 光学ガラス及びフィルターガラス中の鉛とカドミウム （委員会決定2005/747/EC）
14. マイクロプロセッサのピンとパッケージとの接続用に用いる2種類以上の元素からなるはんだ中の鉛であって、鉛含有が重量比80%以上85%以下のもの。（委員会決定2005/747/EC）
15. 集積回路パッケージ（フリップチップ）の内部半導体ダイおよびキャリアとの間の確実な電気接続を完成するためのはんだ中の鉛（委員会決定2005/747/EC）
16. ケイ酸塩（silicate）コーティングされた管（バルブ）を有する直管白熱電球中の鉛。（委員会決定2006/310/EC）
17. プロフェッショナル向け複写用途に使用される高輝度放電（HID）ランプ中の放射媒体としてのハロゲン化鉛（lead halide）（委員会決定2006/310/EC）
18. BSP(BaSi2O5:Pb)等の蛍光体を含む日焼けランプとして、ならびにSMS （(Sr, Ba)2MgSi2O7:Pb）等の蛍光体を含む、ジアゾ印刷複写、リソグラフィ、捕虫罠、光化学および硬化処理用の専門ランプとして使用される放電ランプ（discharge lamps）の蛍光パウダー中の付活剤としての鉛（重量比1%以下の鉛）。（委員会決定2006/310/EC）
19. 非常にコンパクトな省エネルギーランプ(ESL)における、主要アマルガムとしての特定の組成におけるPbBiSn-HgおよびPbInSn-Hg、ならびに補助アマルガムとしてのPbSn-Hgでの鉛。（委員会決定2006/310/EC）
20. 液晶ディスプレイ（LCD）に使用される平面蛍光ランプの前部および後部基板を接着するために使用されるガラスの中の鉛酸化物。（委員会決定2006/310/EC）
21. ホウケイ酸ガラス上のエナメル塗布用印刷インクに含まれる鉛およびカドミウム。（委員会決定2006/691/EC）
22. 光ファイバー通信システムに使用されるRIG（希土類鉄ガーネット）ファラデー回転子中の不純物としての鉛。（委員会決定2006/691/EC）

添付資料２　「製品環境影響物質リスト」

＜付表 2A-4 RoHS 指令で規制する重金属の適用除外項目＞（続き）

鉛及びその化合物

適用除外項目
23. ピッチが0.65mm以下でNiFe（ニッケル鉄）リードフレームを有するコネクタ以外の狭ピッチコンポーネントの仕上げ剤に含まれる鉛、および、ピッチが0.65mm以下で銅リードフレームを有するコネクタ以外の狭ピッチコンポーネントの仕上げ剤に含まれる鉛。（委員会決定2006/691/EC）
24. 機械加工通し穴付きの円盤状および平面アレーセラミック多層コンデンサへのはんだ付け用はんだに含まれる鉛。（委員会決定2006/691/EC）
25. プラズマディスプレイパネル（PDP）および表面伝導型電子放出素子ディスプレイ（SED）において、構造的要素中、特に前後ガラス誘電体層、バス電極、ブラックストライプ、アドレス電極、バリアリブ、シールフリットリング、およびプリントペーストに使用される鉛酸化物。（委員会決定2006/691/EC）
26. ブラックライトブルー（BLB）ランプのガラス筐体中の鉛酸化物。（委員会決定2006/691/EC）
27. 高出力の（125dB SPL以上の音響パワーレベルで数時間作動すると指定される）ラウドスピーカで使用される変換器用はんだとして使用される鉛合金。（委員会決定2006/691/EC）
29. 理事会指令69/496/EEC （訳注：共通関税に関する小見出しNo.21.07F ⅧおよびⅣにおける貨物の種類）の附属書Ⅰ（カテゴリ1、2、3および4）で定義されるクリスタルガラスに結合した鉛。（委員会決定2006/690/EC）

水銀及びその化合物

適用除外項目	
1. ランプ1本あたり5mgを越えない範囲の小型蛍光灯中の水銀（2002/95/EC）	
2. 一般目的用の直管蛍光灯に含まれる以下のものを超えない水銀（2002/95/EC）	
- halophosphate（ハロゲン化燐酸エステル）	10mg
- triphosphate with normal lifetime（通常の寿命を有する三リン酸塩）	5mg
- triphosphate with long lifetime（長い寿命を有する三リン酸塩）	8mg
3. 特別な目的用の直管蛍光灯中の水銀（2002/95/EC）	
4. RoHS付属書中に特に定めていないその他のランプに含まれる水銀 （2002/95/EC）	

注記　本リストに掲載されているRoHS指令の各除外項目は2008年2月1日現在のもので、法律の内容を保証するものではありません。最新情報については、法律原文をご参照ください。
またRoHS指令除外項目の番号はEU指令の除外番号を示し、カッコ内のNo.は除外が記載された指令類番号を示しております。

添付資料２　「製品環境影響物質リスト」

2B 使用制限物質

（キヤノンに納入する物品に対し、キヤノンが含有を認める期限を設定し、その期限以降の使用を禁止する化学物質）

1. パーフルオロオクタン酸（PFOA）[f)]

対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
パーフルオロオクタン酸（PFOA）	335-67-1	PFOS類と同様の用途

対象範囲：

意図的添加の場合、その使用期限は2010年12月31日までとする。

ただし、法規制、社会動向により、対象範囲、使用期限は変更する場合があります。

参照法規制：
76/769/EEC（+2006/122/EC）など

注記 [f)] **PFOA の取り扱いについて**

今回、使用制限物質として定めた PFOA については、従来から実施している JGP ファイル、キヤノン追加調査票による部品・材料毎の化学物質調査を当面、実施いたしません。当該物質群の調査に関しては、JGPSSI 発行のフォーマットが改訂され、当該物質群が調査対象物質に追加された時点で実施していく予定です。

その間、調査、代替活動等に関しては、別途、ご連絡する予定です。

また当該物質群の対象範囲、使用期限などは PFOS 規制、社会動向、リスク管理の観点等から変更する場合がございます。その場合、別途、ご連絡いたします。

添付資料２　「製品環境影響物質リスト」

2C 含有管理物質（キヤノンに納入する物品への含有有無、含有量、使用部位、用途等の把握を必要とする化学物質）

1. アンチモン及びその化合物

対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
アンチモン	7440-36-0	顔料、塗料、難燃剤、安定剤、n 型ドーパント
三塩化アンチモン	10025-91-9	
三酸化アンチモン	1309-64-4	
五酸化アンチモン	1314-60-9	
アンチモン酸ナトリウム	15432-85-6	

対象範囲：
1000ppm を超える含有がある場合

参照法規制：
労働安全衛生法、バーゼル条約など

2. ヒ素及びその化合物

対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
ヒ素	7440-38-2	半導体基板、ガラス消泡剤、顔料、塗料、難燃剤
ガリウムヒ素	1303-00-0	
五酸化二ヒ素	1303-28-2	
三酸化ヒ素	1327-53-3	

対象範囲：
1000ppm を超える含有がある場合

参照法規制：
76/769/EEC（+2003/2/EC）、労働安全衛生法、水質汚濁防止法、環境基本法、バーゼル条約など

3. ベリリウム及びその化合物

対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
ベリリウム	7440-41-7	合金、セラミックス材料
酸化ベリリウム	1304-56-9	

対象範囲：
1000ppm を超える含有がある場合

参照法規制：
労働安全衛生法、廃棄物処理法、バーゼル条約など

4. ビスマス及びその化合物

対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
ビスマス	7440-69-9	半導体、合金、はんだ材料
三酸化ビスマス	1304-76-3	
硝酸ビスマス	10361-44-1	

対象範囲：
1000ppm を超える含有がある場合

参照法規制：
特になし

5. ニッケル及びその化合物

対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
ニッケル	7440-02-0	顔料、電池、表面処理剤、電極、ニッケルメッキ、合金
酸化ニッケル	1313-99-1	
炭酸ニッケル	3333-67-3	
硫酸ニッケル	7786-81-4	

対象範囲：
1000ppmを超える含有がある場合。ただし、合金成分を除く（例：ステンレスなど）。
注記　ニッケル金属は、感作性の観点から 76/769/EEC 等により使用を制限しています。当該金属の含有部位と使用形態に注意してください。

参照法規制：
76/769/EEC（+94/27/EC）、労働安全衛生法、環境基本法など

添付資料２　「製品環境影響物質リスト」

2C 含有管理物質（続き）

6. セレン及びその化合物

対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
セレン	7782-49-2	感光体、顔料、ガラス着色剤、半導体、光電セル
亜セレン酸	7783-00-8	

対象範囲：
1000ppm を超える含有がある場合

参照法規制：
労働安全衛生法、環境基本法、廃棄物処理法、バーゼル条約など

7. ポリ塩化ビニル

対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
ポリ塩化ビニル	9002-86-2	樹脂材料、電線被覆材料、絶縁体

対象範囲：
1000ppm を超える含有がある場合

参照法規制：
特になし

8. 臭素系難燃剤

対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
1,1,2,2-テトラブロモエタン	79-27-6	難燃剤
テトラブロモビスフェノール A（TBBPA）	79-94-7	
1,1-イソプロピリデンビス[3,5-ジブロモ-4-(2,3-ジブロモプロポキシ)ベンゼン]	21850-44-2	
テトラブロモビスフェノール A-ビス(2-ヒドロキシエチルエーテル)	4162-45-2	
ヘキサブロモベンゼン	87-82-1	
1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン	3194-55-6	
2,3-ジブロモ-1-プロパノール	96-13-9	

対象範囲：
1000ppm を超える含有がある場合。ただし、2A 使用禁止物質の PBB 類、PBDE 類は使用禁止とします。

参照法規制：
バーゼル条約、WEEE 指令付属書Ⅱなど

9. フタル酸エステル

対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
フタル酸ジブチル	84-74-2	可塑剤、染料、顔料、塗料、インキ、接着剤
フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	117-81-7	
フタル酸ジイソノニル	28553-12-0	
フタル酸ジイソデシル	26761-40-0	
フタル酸ジ-n-オクチル	117-84-0	
フタル酸ブチルベンジル	85-68-7	

対象範囲：
1000ppm を超える含有がある場合。また、樹脂構成成分としてフタル酸エステル部を骨格に有する樹脂は、フタル酸エステルには含めない。例：芳香族ポリエステルなど

参照法規制：
労働安全衛生法など

10. 放射性物質

対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
プロメチウム（Pm-147）	－	光学特性（トリウム）、煙感知機
アメリスム（Am-241）	－	
トリウム（Th-232）	－	

対象範囲：
1000ppmを超える含有がある場合。

注記　本基準は、電気電子機器用途で使用する放射性物質を対象とし、一般用途と異なる原子力等の特殊な用途は対象としないため、放射性物質を「含有管理物質」とします。但し、明らかに自然界に依存する放射線量を超え、人体に著しい影響を及ぼすことが懸念される場合には使用禁止です。

参照法規制：
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

添付資料２　「製品環境影響物質リスト」

2D 事務機製品の樹脂外装材・筐体における環境ラベル対象物質

（環境ラベル取得に関わる特定の事務機製品などの製品カテゴリーにおいて、特定用途、特定使用部位の材料、部品に対し、含有情報等の調査を必要とする化学物質です。調査をお願いする場合には、キヤノンから個別にお知らせいたします。）

	化学物質及び化学物質群	環境ラベルの基準書に記載された団体、法令及びリスト	
		化学物質を規定する団体、法令及びリスト	左記団体、法令及びリストにおける分類
1	ポリ臭化ビフェニル類（PBB）	-	-
2	多臭化ジフェニルエーテル類（PBDE）	-	-
3	塩化パラフィン	-	-
4	ハロゲンを含むポリマー	-	-
5	有機ハロゲン化合物（特に難燃剤）	-	-
6	鉛及びその化合物	-	-
7	カドミウム及びその化合物	-	-
8	水銀及びその化合物	-	-
9	発がん性物質	IARC[g] Monographs on the Evaluation for Carcinogenic Risks to Humans	グループ1
			グループ2A
			グループ2B
		67/548/EEC[h]のAnnex　I	カテゴリー1（Carc.Cat.1）
			カテゴリー2（Carc.Cat.2）
			カテゴリー3（Carc.Cat.3）
		TRGS905[i]	カテゴリー1
			カテゴリー2
			カテゴリー3
10	生殖毒性物質	67/548/EECのAnnex　I	カテゴリー1（Repr.Cat.1）
			カテゴリー2（Repr.Cat.2）
			カテゴリー3（Repr.Cat.3）
		TRGS905 E：胎児損傷性（発生毒性） F：生殖能力への障害	カテゴリー$R_{E/F}1$
			カテゴリー$R_{E/F}2$
			カテゴリー$R_{E/F}3$
11	変異原性物質	67/548/EECのAnnex　I	カテゴリー1（Mut.Cat.1）
			カテゴリー2（Mut.Cat.2）
			カテゴリー3（Mut.Cat.3）
		TRGS905	カテゴリー1（M1）
			カテゴリー2（M2）
			カテゴリー3（M3）

注記 [g] IARC：International Agency for Research on Cancer（国際ガン研究機関）

[h] 67/548/EEC：Council Directive 67/548/EEC of 27 June 1967 on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions relating to the classification, packaging and labelling of dangerous substances
［危険な物質の分類、包装、表示に関する法律、規制、行政規定の近似化に関する指令］(EU)

[i] TRGS905：Technische Regeln für Gefahrstoffe［危険物質技術規則］（独）

添付資料２　「製品環境影響物質リスト」

3A 包装材に関する使用禁止物質（包装材に関しては、「2A 使用禁止物質」とは別に下記事項も遵守してください。）

＜適用範囲＞

3A に適用される包装材は、下記に該当するものを指します。

- キヤノン製品に使用する包装・梱包用途で調達する部品・材料
- 納品する部品・材料に使用している包装材料、梱包材料のうち、キヤノンから特に指示があるもの

1. カドミウム及びその化合物

用途・使用例

顔料、ポリ塩化ビニル安定剤、古紙不純物

対象範囲：下記のいずれかに該当するもの。

① 意図的添加がある場合

② カドミウム、水銀、六価クロム、鉛の総重量濃度が100ppmを超えるカドミウムの含有。

参照法規制：

94/62/EEC 及びその修正（包装指令）など

2. 六価クロム化合物

用途・使用例

顔料、インキ、染料、古紙不純物

対象範囲：下記のいずれかに該当するもの。

① 意図的添加がある場合

② カドミウム、水銀、六価クロム、鉛の総重量濃度が100ppmを超える六価クロムの含有。

参照法規制：

94/62/EEC 及びその修正（包装指令）など

3. 水銀及びその化合物

用途・使用例

顔料、インキ、染料、古紙不純物

対象範囲：下記のいずれかに該当するもの。

① 意図的添加がある場合

② カドミウム、水銀、六価クロム、鉛の総重量濃度が100ppmを超える水銀の含有。

参照法規制：

94/62/EEC 及びその修正（包装指令）など

4. 鉛及びその化合物

用途・使用例

顔料、インキ、染料、古紙不純物

対象範囲：下記のいずれかに該当するもの。

① 意図的添加がある場合

② カドミウム、水銀、六価クロム、鉛の総重量濃度が100ppmを超える鉛の含有。

参照法規制：

94/62/EEC 及びその修正（包装指令）など

添付資料２　「製品環境影響物質リスト」

3A 包装材に関する使用禁止物質（続き）

5. ハロゲン系化合物及びハロゲン系樹脂

用途・使用例
臭素系難燃剤、塩素系難燃剤、ポリ塩化ビニル（PVC)、フッ素系樹脂など
対象範囲： プラスチック材料に対する意図的添加がある場合、または使用がある場合 ＜除外対象項目＞ 下記要件に合致する場合 ・ 包装する機能を主としていない部品、材料を、包装材として使用した場合 包装する機能を主としていない場合とは、製品を保護する、または包む用途（ビニール袋、緩衝材など）以外のものを指す。 例：ホログラムラベル、印刷用インキ中に着色剤として使用されるハロゲン化合物及びフッ素系添加剤、など ただし、本除外要件は、含有するハロゲン系化合物が2Aに定める使用禁止物質に該当する場合は適用しない。
参照法規制： ブルーエンジェル、エコマーク、バーゼル条約、WEEE 指令 付属書Ⅱなど

6. 塩化コバルト

対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
塩化コバルト または、塩化コバルト（Ⅱ）	7646-79-9	乾燥剤のインジケータ
塩化コバルト（Ⅱ）・6水和物	7791-13-1	
塩化コバルト（Ⅲ）	10241-04-0	
塩化コバルト	34240-80-7	
対象範囲：下記に該当するもの。 乾燥剤内のインジケータとして含有する場合。		
参照法規制： 76/769/EEC（+2003/34/EC）		

3B 包装材に関する使用制限物質

＜適用範囲＞

3B に適用される包装材は、下記に該当するものを指します。

・ 納品する部品・材料に使用している包装材料、梱包材料のうち、キヤノンから特に指示がないもの
ただし、現時点でキヤノンの拠点で明確に廃棄されることが明らかであり、弊社納入拠点ごとに合意した場合、3B に関する包装材の取り扱いは当面適用除外とします。

＜対象物質＞

対象物質は、**「2A 使用禁止物質」**、**「3A 包装材に関する使用禁止物質」**と同じです。

＜使用期限＞

2008 年 12 月 31 日まで

3C 包装材に関する含有管理物質（包装材に関しては、「2C 含有管理物質」とは別に下記事項を管理してください。）

1. ホルムアルデヒドを放散する物質

対象となる化学物質の代表例	CAS No.	用途・使用例
ユリア系樹脂・接着剤	-	接着剤、合板
メラミン系樹脂・接着剤	-	
フェノール系樹脂・接着剤	-	
対象範囲： 包装・梱包資材への使用で、発散量が日本農林規格［JAS規格］F☆より多い場合。 （デシケーター法による測定値で、7.0mg/L以上）		
参照法規制： 改正建築基準法、日本農林規格[JAS 規格]ホルムアルデヒド放散量基準		

添付資料２　「製品環境影響物質リスト」

用語の定義

1. 含有
   化学物質が、製品を構成する部品/材料に本来含まれること。添加、充填、混入、付着される場合を含みます。また製造プロセスに起因する場合も含みます。
2. 意図的添加
   特定の機能/外観、又は品質の維持/向上などに関する何らかの性能の発現を目的として、製品を構成する部品/材料に化学物質を使用することを指します。
3. 不純物
   天然素材中に含有され、商用材料として精製される過程で、現在の工業技術水準で除去しきれない物質、または材料、薬品の合成反応の過程で生じた副生成物および触媒残渣など、現在の工業技術水準で除去しきれない物質であって、最終製品形態に何らかの性能発現を目的に意図して添加されたもの以外の化学物質を指します。主原料と区別するために「不純物」と呼称されるものであっても、意図的に添加される場合には、本基準書では「不純物」として扱いません。
   現在の工業技術水準で除去しきれない物質例
   ・鉛フリーはんだ中の不純物の鉛
   ・スズめっき中に含有される不純物としての鉛
   ・めっき処理後のめっき層の中の化学ニッケルめっき（KN めっき）工程で使用するめっき液の老化防止剤（酢酸鉛などの鉛化合物）に起因する鉛
   ・合成樹脂材料中の除去しきれないモノマー成分
4. 対象範囲
   本基準書で規定する使用禁止物質、使用制限物質及び含有管理物質に関して、それらの適用対象となる濃度、用途、使用等をいいます。
   なお濃度は、以下の算出式に従います。
   （濃度）＝（対象化学物質の含有質量）÷（対象化学物質を含有する部位の均質物質質量）
   また均質物質とは、対象化学物質を含有する部位の同一材質を指し、異なる材料へ機械的に解体できない素材を意味します。
5. 除外対象項目
   本基準書で規定する使用禁止物質及び使用制限物質の対象範囲から除かれる特定の用途、物質等を定めた項目を指します。

備考

1. 使用禁止物質の対象範囲における含有が判明した場合は、すみやかにご連絡ください。
2. 対象範囲は原則法規制に基づき設定しています。しかし法規制による定義がない場合には、対象範囲は原則意図的添加としました。ただし、環境に及ぼす影響が著しく高く不純物でも問題になりうる化学物質については、明らかに通常の自然界で検出されるレベルを超えて含有がある不純物を対象としました。また通常の自然界で検出されるレベルを超える含有については、排出基準値、廃棄物の基準値等を参考値として掲載しました。
3. 対象範囲外の用途などによる除外事項の使用は禁止ではありませんが、その使用に関する情報（含有量、含有部位など）の把握は必要となります。
4. 付表中で表現される合成樹脂とは、汎用プラスチック、エンジニアリングプラスチック、合成繊維、合成ゴム、塗料、接着剤などの合成高分子を指します。
5. ppm は“parts per million” の意であり、「100 万分の１」を表します。本基準の記載では、重量比率を表し、1ppm=1mg/kg です。
6. CAS No.はアメリカ化学会の Chemical Abstracts Service (CAS) が化学文献などに記載された化学物質に付与した番号。CAS Registry Number の略。
7. 金属化合物における対象範囲の濃度は、金属換算値を適用してください

フォーマット１

Canon Ver.5.1

取引先コード：＿＿＿＿　　お取引先様会社名：＿＿＿＿

自 己 評 価 票

「自己評価票」、「現状調査票」、「実施項目一覧表兼チェックシート」の記載内容については、事実と相違ないことを宣言いたします。

代表者名※1：　　印

年　　月　　日

お取引先様会社名	日本語		記入責任者		
	英語		部署名		
評価会社名称※2	日本語		役職		
	英語		氏名		
評価事業所名称※3	日本語		ＴＥＬ		
	英語		E-mail		
評価事業所所在地	日本語	〒			

※１：「代表者名」の署名と捺印は、組織の規模や管理体制によって、社長、担当取締役、担当執行役員、担当部署の責任者、事業所の代表者などの方にお願いいたします。
※２：「取引先環境評価」の評価対象である会社名称をご記入ください。
（お取引先様が製造メーカーの場合は、自社の会社名をご記入ください。お取引先様が商社の場合は、キヤノンに納入する物品の実際の製造者の会社名をご記入ください。）
※３：評価対象の事業所名称をご記入ください。
なお、評価事業所名称は、英語名のご記入もお願いいたします。

評価事業所の第三者認証機関（ＩＳＯ１４００１、ＥＭＡＳまたは、その他の環境に関する第三者認証機関）の認証取得状況の該非状況のチェックおよび取得年月を記入してください。

第三者認証機関の認証取得状況	
☐ ＩＳＯ１４００１、ＥＭＡＳの認証取得済み	（最新認証取得年月：　　年　　月）
☐ その他の環境に関する第三者認証機関の認証取得済み	（認証取得年月：　　年　　月） （認証名：　　）
☐ 認証取得予定あり	（認証取得予定年月：　　年　　月）
☐ 認証取得計画なし	

フォーマット１

Canon Ver.5.1

取引先コード：＿＿＿＿　　お取引先様会社名：＿＿＿＿

・「事業活動に関する要求事項」、「物品に関する要求事項」に対して、それぞれの充足状況を確認してください。「要求事項」を満足している場合は「Ｙｅｓ」、満足していない場合は「Ｎｏ」と「判定」欄にご記入ください。
・実施内容の客観的な証明となる具体的なデータが書かれた文書・規程等の資料をご提出いただく際は、資料に「No.」欄の番号をご記入いただき、自己調査票に添付してください。
・また現状調査票（フォーマット２）、グリーン調達調査共通化協議会（JGPSSI）作成の製品含有化学物質管理ガイドラインの「実施項目一覧表兼チェックシート」も添付してください。

（１）事業活動に関する要求事項

Ａ 事業活動の環境管理システムに関する要求事項

要求事項			判定	No.
Ⅰ 環境管理システムの構築 以下を行うための責任と手順を定めて文書化している				
1. 方針		・環境管理活動に関する方針の作成 ・従業員への周知		1
2. 計画策定			―	―
	2-1. 環境側面（現状調査）	・事業活動の環境負荷の調査		2
		・環境関連法規制の調査		3
		・製造環境影響物質の調査		4
		・土壌・地下水汚染防止対策の調査		5
	2-2. 目標と計画の策定	・現状調査の結果を基にした、環境負荷低減を行うための目標と計画の策定		6
3. 運用管理		・環境管理システムの管理者の設置 ・目標を達成するために必要と思われる手順の作成 ・目標を達成するために必要と思われる手順の従業員への周知		7
4. パフォーマンスの評価および改善		・計画の進捗状況、目標の達成状況、本条件の充足状況の評価および経営者への報告		8
5. マネジメントレビュー		・経営者を含めた実施状況の確認と問題点の解決および上記 1、2-2 への反映		9

フォーマット１

Canon Ver.5.1

取引先コード：＿＿＿＿　　お取引先様会社名：＿＿＿＿

要求事項		判定	No.
Ⅱ 環境管理システムの運営 上記「Ⅰ環境管理システムの構築」で決めた責任と手順に従い、以下の活動を行い、その記録を残している			
1. 方針	・環境管理活動に関する方針の作成 ・従業員への周知		10
2. 計画策定		―	―
2-1. 環境側面（現状調査）	・事業活動の環境負荷の調査		11
	・環境関連法規制の調査		12
	・製造環境影響物質の調査		13
	・土壌・地下水汚染防止対策の調査		14
2-2. 目標と計画の策定	・現状調査の結果を基にした、環境負荷低減を行うための目標と計画の策定		15
3. 運用管理	・環境管理システムの管理者の設置 ・目標を達成するために必要と思われる手順の作成 ・目標を達成するために必要と思われる手順の従業員への周知		16
4. パフォーマンスの評価および改善	・計画の進捗状況、目標の達成状況、本条件の充足状況の評価および経営者への報告		17
5. マネジメントレビュー	・経営者を含めた実施状況の確認と問題点の解決および上記 1、2-2 への反映に対する解決策		18

Ｂ 事業活動のパフォーマンス関する要求事項

要求事項		判定	No.
1. 法規制の遵守	事業活動に関する環境関連法規制を遵守している		19
2. 製造環境影響物質の管理		―	―
2-1.	キヤノンに納入する物品の開発・生産・販売の過程において「製造環境影響物質リスト」（添付資料１）で定める、“1A 使用禁止物質”を使用していない 注：使用禁止物質を「不使用」の場合は「YES」とご回答ください		20
3. 土壌・地下水汚染防止対策	化学物質の土壌・地下水汚染に関する防止対策を講じている 注：化学物質を使用する工程がないので対策が不要の場合は「判定」欄に「不要」とご記入下さい		21

取引先コード：＿＿＿＿　　お取引先様会社名：＿＿＿＿

（２）物品に関する要求事項

Ｃ 物品の環境管理システムに関する要求事項（製品含有化学物質管理）

要求事項	判定	No.
グリーン調達調査共通化協議会(JGPSSI)が発行した「製品含有化学物質管理ガイドライン」の実施項目一覧表に沿った取り組みを実施するための責任と手順を定め文書化し、定めた手順に従い活動を行っている		－

※なお、実施内容の客観的な証明となる具体的なデータが書かれた文書・規程等の資料をご提出いただく際は、資料に「実施項目一覧表兼チェックシート」の実施項目番号をご記入いただき、自己調査票に添付してください。

Ｄ 物品のパフォーマンスに関する要求事項

要求事項			判定	No.
1. 製品環境影響物質の管理			－	－
	1-1.	キヤノンに納入する物品の中に「製品環境影響物質リスト」（添付資料２）で定める、“使用禁止物質”を含有しない 注：使用禁止物質が非含有の場合は、「YES」とご記入ください		－

※なお、個々の取引対象物品の製品環境影響物質情報については、個々に調査を行います。

【個人情報の取扱いについて】

お取引先様から「取引先環境評価」の目的でご提供いただいた個人情報は、キヤノングループ内で共有させていただきます。また、キヤノングループ以外に公表することは一切ありません。

フォーマット２

Canon Ver.5.1

取引先コード：＿＿＿＿　　お取引先様会社名：＿＿＿＿

現　状　調　査　票

評価会社名称※2		評価事業所名称※3	

1. 事業活動の環境負荷※5

お取引先様の（事業所）の主な事業活動の環境負荷をご記入ください。

・単位は任意で結構です。

・製造環境影響物質※6 の使用については「３. 製造環境影響物質」もご回答ください。

※5：事業活動の環境負荷とは、エネルギーの使用、化学物質の使用、水の使用、廃棄物の排出等事業活動が環境に与える影響を指します。

※6：製造環境影響物質とは、キヤノンへ納入する物品の開発・生産・販売の過程で使用している化学物質で、製造環境影響物質リスト（添付資料１）に取り上げた化学物質のことを指します。

環境負荷項目	量／期間
エネルギー	
化学物質	
廃棄物	
その他（　　）	
その他（　　）	

2. 環境関連法規制※7

①お取引先様の事業所・工場で該当する、環境関連法規制の該非状況をチェックしてください。

※7：環境関連法規制とは、大気、水質、土地、天然資源、人およびそれらの相互関係を含む組織の活動を取り巻くものについて定められた法規制、地域の条例、協定を指します。

☐ 該当する環境関連法規制が１つ以上ある　／　☐ 該当する環境関連法規制が無い

②該当する環境関連法規制がある場合、法規制の名称、要求事項、遵守状況を法規制ごとにご記入ください。（記入内容が多い場合は、コピーしてご記入ください。）

法規制の名称	要求事項	遵守状況

取引先コード：＿＿＿＿　　お取引先様会社名：＿＿＿＿

３．製造環境影響物質

① キヤノンに納入する物品の開発・生産・販売時における、「製造環境影響物質リスト」（添付資料１）に定める製造環境影響物質の使用状況をチェックしてください。
把握、記録している場合は、それが確認できる資料を現状調査票に添付してください。（添付資料にはNo.「13」とご記入ください）

☐ 製造環境影響物質の種類、目的及び使用量を把握、記録している
☐ 製造環境影響物質の種類、目的及び使用量を把握、記録していない
☐ 製造環境影響物質は使用していない

②「製造環境影響物質リスト」(添付資料１)で定める使用禁止物質の使用状況をチェックしてください。

☐ 使用していて廃絶計画有り　／　☐ 使用していて廃絶計画無し　／　☐ 未使用

③ 上記②リスト中の「1A 使用禁止物質」を使用している場合は、下表に使用状況をご記入下さい。
また、記入内容が多い場合は、コピーしてご記入ください。

物質名	使用量　　kg／年	使用目的	廃絶計画の有無	廃絶年月
			☐有　・☐無	年　　月
			☐有　・☐無	年　　月
			☐有　・☐無	年　　月

４．土壌・地下水汚染防止対策※8

① 化学物質の土壌・地下水汚染に対し、防止対策の状況をチェックしてください。

※8：土壌・地下水汚染防止対策とは、化学物質が地下浸透しないようにする対策のことで、化学物質の保管または使用場所の受皿、ライニング、防液堤、ウエス、マットの設置などを指します。
対象となる化学物質は、「製造環境影響物質リスト」（添付資料１）に定める製造環境影響物質およびそれ以外の化学物質で地下浸透する恐れのある液体（灯油、重油、機械の作動油等）も含みます。

☐ 対策を施している　／　☐ 対策を施していない　／　☐ 化学物質を使用する工程がないので、対策が不要

② 対策を施している場合は下表に対策内容をご記入ください。